

《論 説》

中世の大学と講座

—— 初期のマルブルク大学とローマ法の意義 ——

小 野 秀 誠

- I はじめに一初期の教授と講座
 - 1 序
 - 2 対象となる時期
 - 3 講座制の確立
- II 中世の大学の特徴
 - 1 講座による順位の昇進
 - 2 大学の法律顧問 (Universittssyndici) と大学裁判官 (Universittsrichter)
- III 個別の教授と講座の移動
 - 1 第1期の教授 (1527年から1650年の3つの講座)
 - 2 第2期の教授 (1653年から1733年の4つの講座)
- IV 新講座の位置づけ (国法学、カトリック教会法、ルター派)
 - 1 国法学の位置づけ
 - 2 教会史とカトリック教会法
 - 3 ルター派の位置づけ
 - 4 伝統と革新

I はじめに一初期の教授と講座

1 序

本稿は、中世の大学（法学部）における教授の位置づけや講座のあり方、とくに講義におけるローマ法の意義を検討しようとするものである。そのための

素材は、おもにマールブルク大学である。筆者はすでに近代初頭の同大学を検討した(独法 105号29頁)。両者の比較から、中世と近代の相違が明確となろう。

中世の大学設立当時の状況には、必ずしも明確ではないことが多い。とくに教授や講座の配分や決定方法などは、それほど明確ではない。イタリアの大学ほどには古くはないものの、ドイツの大学も、早いものでは、その設立は14世紀にまで遡る。すなわち、アルプス以北の神聖ローマ帝国の版図のなかでは、1348年のプラハ大学の設立を嚆矢とする。ついで、1365年のウィーン大学、1386年のハイデルベルク大学、1388年のケルン大学(19世紀に廃止)、1392年のエルフルト大学(1816年に廃止)と続く。ライプチヒ大学、ロシュトック大学、グライフスヴァルト大学は、それぞれ、1409年、1419年、1456年(あるいは1428年から)に創設されている。また、イエナ大学の創設は1558年であり、1814年にハレ大学(1694年創設)に統合されたヴィッテンベルク大学も、1502年に遡る。フランクフルト・アン・デア・オーダー大学も、創設は1506年である(1811年に、1702年創設のプレスラウに統合された)¹⁾。

さらに、もっとも古い大学では、初期の状況は、いまだに明確ではない。これらに対し、多くの大学の中で、マールブルク大学は、1527年の創設であり、比較的新しい。そこで、関係する教授を最初から網羅的に検討することが可能である。それによって、中世の大学の実態を知ることができる。ゲッチンゲン大学はさらに遅い設立(1737年)であるから、より明確であるが、詳細は、別稿による²⁾。

マールブルク大学の1529年の大学の規則には、法学部には最低3人の法律家が必要であるとの記載があるのみであった。また、1564年の改正規則には、4人の法律家が必要とあった。しかし、これらは、いわば定員であり、時期ごとの実態はべつである。実際には、最初は教授2人だけであり、1538年に、3人、1548年に、初めて4人となった。16世紀から17世紀でも、一時的には、5人と

1) ヨーロッパの大学の創設については、Rüegg, *Geschichte der Universität in Europa*, I, 1993, S.70ff, S.72.

2) 1733年以降の第3期については、近代の大学に関する前稿による(独法105号29頁参照)。設立時期から、ゲッチンゲン大学の状況は、マールブルク大学の第3期に近い。

か6人となったこともある。巻末のグラフIにあるように、かなり変遷がある。1580年から1733年は、教授の平均は4人であった³⁾。担当講座はいずれもローマ法であり、のちにカノン法が加わった。法律科目のカリキュラムの状況は、現在の法学部とはまったく異なる。

もともと、グラフは、講座のもち方、あるいは19世紀までに、どのような新規の講座が発生し、転換していったかを検討するためであったが、その作成の結果、中世の講座には、科目固有の特殊性のほか、別の意味のあることが明確になった。すなわち、所属する教授や講座の権威的な分類のためである。中世の講座の配置と移動がそれを明らかにしている(後述II、III)。

また、こうした講座のあり方から、その前提とする中世の大学の特徴も明らかとなる。専門学部におかれる講座は中世以来固定されており、国法学のよう

3) Gundlach, *Catalogus professorum academiae Marburgensis* (Die Akademischen Lehrer der Philipps-Universität in Marburg von 1527 bis 1910, 1927, S.VIIIff. (以下、Gundlachと頁のみで引用する)。

マールブルク大学の創設時の教授は、11人で、神学部、法学部、医学部、哲学部の構成であったから、各学部とも教授は3、4人程度である。教授の数はしだいに増加したが、医学部は、専門の分化によって教授の数も増え、哲学部も、新たな領域が生じるおりに教授が増えたことから(たとえば、後述の国法学である)、学部間のバランスもくずれている。Gundlachの頁数で比較すると、神学部(3~73で70頁)、法学部(77~169で92頁)、医学部(173~277で104頁)、哲学部(281~504で223頁)となる(頁数での比較。人数でも、おおむね同様になろう)。

ちなみに、Ebelによるゲッチンゲン大学の研究の頁数の比較では、神学部14、法学部25、医学部29、哲学部61、数学・自然科学部21、森林学部5、農学部3となる(これも頁数での比較であり、厳密な人数ではない)。神学部より法学部はやや多く、それよりも医学部がやや多いというのが一般的な傾向である。全体の教授数で、ゲッチンゲン大学は、マールブルク大学よりも、かなり多い。神学部が小さいのは共通し、法学部はその次に位置する。さらに、医学部、哲学部の順となるのも共通する。

いずれにおいても、哲学部は最大で、法学部や医学部を合計したよりも多い。ゲッチンゲン大学は比較的新しく、また自然科学を重視する大学として設立されたから、早くから、自然科学系の学部が独立している点は異なる。これらを(自然)哲学部に合計すれば、哲学部の規模はより大きくなる。

な従来の法学部の前提としない講座は、法学部には置かれる余地がなかったことである。新規の講座は、19世紀中葉に、教養学部としての哲学部に配置され、新しい時代の専門科目を補完していった(後述IV)。そして、18世紀の自然法の科目は、法学部で講義されるようになってからも、担当者の多くは哲学部の教授であった(これにつき、独法105号84頁)。

なお、本稿では、付随的に、教授の縁戚関係についても言及している。中世の大学には、教授間の縁戚関係が多くみられ、大学内の家族的関係を示している。当時の大学の労働関係の閉鎖性や縁戚関係の研究の前段階としての意味をもっているからである(法律家の縁戚については、独法107号1頁参照)。

初期の大学



Rüegg, I, S.72.

2 対象となる時期

(1) 対象となる時期は、2つに大別される。

第1期・1527年から1650年までの間と、第2期・1653年から1733年までの間である。第1期には、3つの講座が、第2期には、4つの講座があった⁴⁾。講座に順位のあることが特徴である。ちなみに、別稿(105号29頁)との関係にふれると、そこで扱った近代の大学(1733年以降)は、この第2期に続く第3期にあたる。

マルブルク大学 ①創設 1527～1650 ②1653～1733 ③1733～ →
(本稿の対象は、この①②の時期である。別稿は③の時期)。

(a) 第1期の講座は、①ユスティニアヌスの勅法集(Codicis)、②パンデクテン(Pandekten)、③法学提要(Institutionen)であり、いずれもローマ法を対象とする。中世の法学部におけるローマ法の位置づけを示すものである。法の学問化は、ローマ法から始まり、後代の諸分野もローマ法から分化したのである。それまで、ローマ法は、学問的な法の世界のすべてであった。第2期の講座は、①勅法集、②カノン法、③パンデクテン、④法学提要であり、教会法が第2順位に割り込んでいる。

いずれの場合にも、順番に、第1講座、第2講座…となり、その担当者は、法学部の第1位の教授、第2位の教授…と呼ばれる。この講座の番号は、19世紀半ばまで残存したが、しだいに有名無実となり、消滅していった。しかし、中世には、まだ意味が残されていた。身分社会らしく、すべてに格付けをしたのである。たんなる順番を示す番号というわけではない。実際に、順位づけにどのような実益が伴っていたかは、詳細にはまだ解明の限りではないが、名譽の上では、かなりの意味があったことから、各教授は、第4位から、第3位、第2位、第1位と、順次昇進することを求め(跳んで昇進することもある)、

4) 第1期については、Gundlach, S.77ff.

それが明確に、講義者の担当表の上にも現れている。昇進した例のみであり、下がった例がないのは、数字がたんなる整理番号ではなかったことを意味している。講座に不満があっても昇進できない場合には、他大学に移ることになる。

(b) 第1期、第2期ともに、なぜユスティニアヌスの勅法集が講座の第1順位なのか、じつは必ずしも明確ではない。皇帝の勅法として尊重されたのは、イタリアの大学以来のことであり（またローマ法継受のさいの理念的継受やロタール伝説も寄与している）、グロサトーレンが、しばしば皇帝の法律顧問となったことに由来するものであるが、大空位時代（Interregnum, 1250年ごろから1273年まで。1273年ハプスブルク家のルドルフ1世がローマ王となる。ハプスブルク家の、最初の神聖ローマ帝国支配者）以降、皇帝の権威は失墜していた。イタリアの伝統に従う必要は必ずしもない。しかし、形式的には、講座の伝統の影響が強力だったのである。より実質的には、ローマ法講座の、①総論、②各論、③概論という位置づけもあったが、それは原因というよりも、結果でもあった。あるいはそういう意味づけをしたがること自体が、近代的な発想なのであろう。

また、大学によっては、勅法集の講座が公法講座と位置づけられることがあり（トリアー大学やハイデルベルク大学）、その場合には、後代の講座の細分化（公法、私法、手続法など）が先取されているとみることもできる。もっとも、大学ごとにかかなりの相違もあり、その相違の理由も、必ずしも明確ではない（一部には担当者の専門性）。

(2) 第2期について、マールブルク大学の講座の配列は、より明確である⁵⁾。①皇帝の勅法に関する講座が重視されるのは、第1期と共通している。法についても、その上下が考えられたのである。国家法に関係する封建法も、ここで講義され、のちには、封建法や国法の講座が、第1順位の講座のメルクマールとされた。中世法は、必ずしも公法と私法の分類をしなかったが、公法的な講座ともみることができる。②カノン法にも、国制に関わる封建法や国家法に対応する部分がある。③パンデクテンと、④法学提要の順序は、前代から

5) 第2期については、Gundlach, S.95ff.

の承継である。機能的には、ここにも、あるいは上級クラスと初級クラスのような実質的な差異、あるいは古典ローマ法とその応用である現代ローマ法のような区別があった可能性がある。実務を重視するイタリア風 (mos italicus) と古典を重視するガリア風 (mos galicus) の区別はあったからである。

この時期は、権威主義的な序列が重要であったのであり、後述するように、教授の順位や地位に対する執念も強かった。「法学部第1位の教授」がもっとも意味をもっていたのは、この時期である。同様の序列は、他の大学にもみられる (たとえば、エルランゲン大学)。

(3) 講義の内容に応じた公法、自然法、教会法、刑法、民訴法、ローマ法、ドイツ私法、封建法といった機能的区分が行われるのは、1733年以降である⁶⁾。第3期ともいえ、この時期以降は、講義は、その内容のみが問題となるのであり、序列や権威的な優劣の差はなくなる⁷⁾。

中世でも、裁判所、とくに審判人裁判所においては、慣習法や地域法にもとづく裁判が行われていた。しかし、大学は、イタリアの大学の講義例に従って、ローマ法の講義のみを行ったから、大学でローマ法を学んだ学識者と、ローマ法を学んだことのない素人審判人との間には、いちじるしい意識の差が生じた。フライブルクのツァシウスのように、各地の慣習や実務をローマ法解釈の中に取り込むことも行われたが、大学そのものはローマ法の講義のみを行ったことから、実務との関係は、大学の講義ではとくに顕在化することはなかった。大学を出て、こうしたローマ法の知識を有する者が、裁判実務に進出することによって、ローマ法の継受が完成した (いわゆる事実的継受)。慣習もローマ法

6) 第3期については、Gundlach, S.105ff.

7) 上記のように、1733年以降の第3期は、近代の大学に関する別稿で扱うが、本稿では、哲学部に含まれた国法学や教会史の講義を扱うことから、これら講義の第3期に関係する部分には立ち入る。

なお、中世の講座の順番も、たんなる序列だけだったかどうかには疑問もあり、資格の授与の際の必須性や講義収入と関係していた可能性もある。第3期で検討したように、学生数の少ない時代には、受講者からの聴講料や試験に際して支払われる手続料は、重要な意味をもっていたからである。独法105号66頁、67頁参照。

の概念によって理解されることが生じたからである。ライヒ帝室裁判所も、しだいに学識裁判官を求めたのである (Reichskammergerichtsordnung, 1495 は、審判人の半数がローマ法の学識者であることを要件とする)。さらに、法の学問化が、ローマ法の体系によって行われたことから、実務家も、慣習や固有法をしだいにローマ法の概念によって説明しなければならなくなったのである。

3 講座制の確立

(1)(a) 講座制といっても、当初はもっぱら予算との関係にすぎなかった。予算が潤沢な場合には、講座にかかわらず、多数の講義が開講されることもあったし、とくに必要な場合には、一代限りの正教授や員外教授が任命されることもあったからである。遺言による寄附で、寄附講座が生じることもあった。しかし、貨幣の不足した中世では、大学の予算は、つねに逼迫していることが多く、こうした例はまれである (中世のヨーロッパ社会は、基本的に輸入超過である)。経常的な予算内の員外教授だけではなく、予算外の員外教授などという例もみられるのは、19世紀以降である。19世紀以降では、大ラントや大都市が大学を運営する例が多かったからである。これに対し、小都市が大学を運営する場合には、とくに予算不足が生じがちであった。マールブルク大学やトリアー大学などでみられる。講座の数だけの予算を獲得するのもむずかしかったのである。大学の収入と支出については、具体的な数字が不明なので、数字の明確なエルランゲン大学の検討にゆずる (別稿)。

(b) さらに、第1期には、まだ講座と担当者との関係に不確定なところが見られる。

第1に、1550年ごろから1605年の間は、とくに第1講座に乱れがあり、ほぼ2人から3人が常駐した。まだ、講座制が確立していなかったのである。こうした講座というよりも講義に近い形態は、18世紀には、講義の数が増加した結果、むしろ通常のこととなったが (現代的にいえば大講座制)、17世紀の末までは、完全な講座制 (現代的意味での小講座制) が維持されていたことから、破格である。しかし、乱れは、第1講座のみにみられる現象であり、第2講座、

第3講座は、ともに、1人のみが担当している。第1講座の乱れの理由は、不明である。その場合に、どうやって予算を捻出したかも不明である。ちょうど宗教戦争の時代であるが(1555年に、アウグスブルクの宗教和議、1563年にイギリス国教会の成立)、その後は、30年戦争の間でも、1講座1人の講座制は維持されているから、理由は不明とするほかはない(未確立ということである)。プロテスタント諸国では、カトリックの教会財産の世俗化のような臨時収入の余地はあったと思われる。

マールブルク大学に特有の事件としては、1541年のルター派から、1605年のカルヴァン派への変更がある。この点も、1625年のルター派、1653年のカルヴァン派への変更は、講座制自体には、なんら影響を与えていない。

ただし、1605年、1625年、1653年に、担当する教授がすべて入れ代わっていることについては、宗旨の変更が影響しているものと考えられる。

第2に、第1期では、3講座制といっても、末期には、4講座の時期があり、カノン法講座が登場して、1630年に142 Nesen が担当している。後代の4講座制の萌芽というべきであろう。第2期には、カノン法講座が正式に置かれ、しかも、それは、第2位の講座となったのである。

(2) 講座制は、中世の大学に共通した制度であり、他の例では、たとえばトリアー大学の例がある。1668年と1713年のトリアーのラント法の編纂作業では、法律家が、多数の地域法や慣習法の検討をすることから、良質の法律家が必要となり、そのための、法学の必要性も認識された。1722年の大学改革の原因ともなった。この時に、4つの法源(インスティテューチオネス、パンデクテン、カノン、国家法)の教授職が確立し、18世紀の著名な法学者が輩出した。しかし、1722年には、まだ給与は、さほど十分ではなかった(インスティテューチオネスの教授で300 フローリン)⁸⁾。

8) Berens, Trierer Juristen, Die Mitglieder der Juristenfakultät und ihre Einbindung in Ämter und Bürgerschaft der Stadt von 1600 bis 1722, 2008, S.229. 国家法の素材は、勅法集である。

トリアー大学のようなカトリックの大学では、聖職禄を有する教授もおり、大学は支出を削減することができた。たとえば、宗教改革前のルターは、アウグステイ

大学の支出のための原資は、大学により異なる。トリアー大学では、宗教諸侯の支出と教会禄が原資であったが、マールブルク大学では、1527年に、フィリップ・ラント地方伯(Philipp der Großmütig, 寛大侯)が、1527年に、大学を創設したときに、大学に包括的な財産の移転を行った。これは、少なくとも大学の財政の一部が、国庫(ラント)に依存しないですむためである。そして、その原資となった財産は、かつての教会財産であった。宗教改革後、修道院が閉鎖され、その所有財産が転用されたのである。大学も同様に、特殊な法人であることから、転換は容易であった。

そして、この財産の管理は、種々の法的問題をもたらしたことから、大学は、その解決のために、弁護士をもつことが必要となり、後述の大学の法律顧問(Universitätssyndicat)の制度が設けられたのである⁹⁾。

(3) 中世的な講座制(小講座制)は、近代の大学ではしだいに意味を失い、人よりも講義を中心とする大講座制に変わっていったが、教授の任命方式としては長く残り、近時まで残存した。新たな講義のために、教授を採用するとき、小講座に空きがなければ、小講座担当の教授職とは別に、一代教授という形式が必要となったのである。個別の法学者の経歴にも、小講座の空席が出るまで一代教授になるという形式は、しばしばみられる。これは、伝統の強さと、それを実質的に回避する柔軟性ともいえる。こうした大講座制と小講座制の区別は、わがくににも承継され、大学と学部によっては、古い小講座制(形骸化していたが)は、1990年代の大学院の重点化の時期まで存続している。

ヌス修道会に属し、ヴィッテンベルク大学では無給の教授であった(宗教改革後は有給)。名誉職の教授の起原の1つである。別の団体が支出する場合もあり、大学を主体にみれば、寄附講座となる。

9) Keller, Die Justitiare der Universität Marburg - Syndici, Universitätsrichter und Universitätsräte - der Universität Marburg, Ein Beitrag zur Marburger Universitäts- und Rechtsgeschichte, 1984, S.5f.

II 中世の大学の特徴

1 講座による順位の昇進

(1)(a) 中世の講座には権威的な差異があったことから、教授は、所属する講座の昇進に執念を燃やした。これはたんに、自分の専攻に近いという具体的な理由にもとづくものではなく、講座の順位自体を問題とするものである。この昇進への期待は、第1期よりも第2期に大きいが、第1期にも、早い時期からみうけられる。もっとも、先任の教授の退任により空白の講座が生じた場合には、後順位の教授は、比較的容易に昇進することが可能であった。

1580年に、151 Sixtinusは、第3講座から、第1講座に移動を果たしている。第2講座の138 Vigeliusの地位に変更はなかった。したがって、変動は、必ずしも自動的なものではない。1591年の152 Vultejusも、第3講座から第1講座に移動している。跳躍した人事が行われた原因は、今日では必ずしも明確ではない。

これ以前は、もっと固定的で、わざわざ講座を移転することはしていない。専門が違えばともかく、どれもローマ法の講座である限り、学問的には、ほとんど意味がないからである。移動するのは、権威のほか、それなりに、講座中に専門化が出来てきた結果でもあろう。

別の順位の昇進の例としては、1630年の128 Breidenbach がある。彼は、同年、第3講座から第2講座に昇進し、さらに、1633年に、第2講座から第1講座に昇進した。144 Kornmannも、1640年に、第3講座から第2講座に昇進した。ただし、彼は、順位はそのまま、1653年の4講座制の下で、内容の異なる、第2講座に相当するカノン法講座を担当している。

別の164 Kornmannは、第4講座から出発して、1660年に、第3講座に移り、1663年に、第2講座に移動している。同様に、165 Dexbach は、1663年に、第3講座に移り、さらに、1673年に、第2講座に移動している。両者ともに、第1講座に、159 Graff がいるために、第1講座をもつことはなかった。

4 講座すべてを昇進した者もいる。161 Goeddaeus は、1684年に、第4 から第3に、1692年に、第3 から第2に、1704年に、第2 から第1 講座に移動した。160 Tesmar、162 Zaunschliffer も同様である（グラフでは、後者の1705年から1718年の間が欠けているが、空白の第2 講座の担当とみるべきであろう）。同じく、欠けていると思われるのは、1655年から1659年までの159 Graff である。グラフでは、第3 講座から第1 講座に転じている。

もっとも、この場合には、第2 講座に159 Kornmann、第3 講座に163 Kleinschmidtがいるので、重複する可能性がある。重複なしとすると、159 Graff は、1653年に法律顧問に就任しているため、第3 講座を辞して、法律顧問をした後、第1 講座に就任したことになる。そうすると、第1 講座への就任には、必ずしも第2 講座にいる必要はないことになる。1660年に、144 Kornmannが第2 講座を辞した後、第2 講座に移ったのは、第3 講座の163 Kleinschmidtであった。163 Kleinschmidt が第1 講座に移る可能性もあったはずで、彼と159 Graff の間には、優劣はないから、第1 講座を159 Graff に譲る代わりに、彼が第2 講座プラス法律顧問に就任したように思われる（159 Graff は法律顧問を辞した）。

(b) 3 つの講座の担当者は、しばしば同時に移動する。たとえば、1719年の162 Zaunschliffer、167 Kleinschmidt、169 Velde である。第1 講座が開けば、移動がおき、第2 講座も開き、玉突きで、第3 講座も開くから、同時に移動が起るのである。順位昇進が、当時の教授にとって、重大関心事であった証左である。こうなると、もう講座の具体的な内容は二次的であり、講座に付された番号のみが関心事となる。

こうして玉突きの講座の移動がしばしば行われることから、第2 期では、1人の教授が同じ講座に占める期間は、必然的に短縮化する。第1期の方が古いにもかかわらず、長い期間を同じ教授の占める例が目につく。135 Eisermann のパンデクテン講座などは、30年を超える。講座の番号制は、講座間の人事の流動化という意味では、一定の貢献をしたことになる。

ヨーロッパの学者の移動は中世以来のものと考えられているが、実際には、一部の著名教授以外には（たとえば、哲学部の 647 Christian Wolff, 1679.1.24-

1754.4.9)、意外に定着性が高い。定着性が失われるのは、19世紀以降である。教授の全面的な移動が生じた19世紀は、当時の学者にとっては、グローバル化の時代であった。

(2)(a) もう1つ特徴的なことは、この時代の教授は、1つの講座しか担当しないことである。講座と教授の専属性は、いちじるしく高い。また、いわば、この負担の軽いことが、こうした些末な事項に対する関心を可能としているのである。ただし、実際には、もっと開講されていた可能性もあるが、実態は不明である。その場合には、負担はあっても、些末な事項に対する関心を妨げなかったことになる。当時の意識では、些末ではなかったことをも意味している。

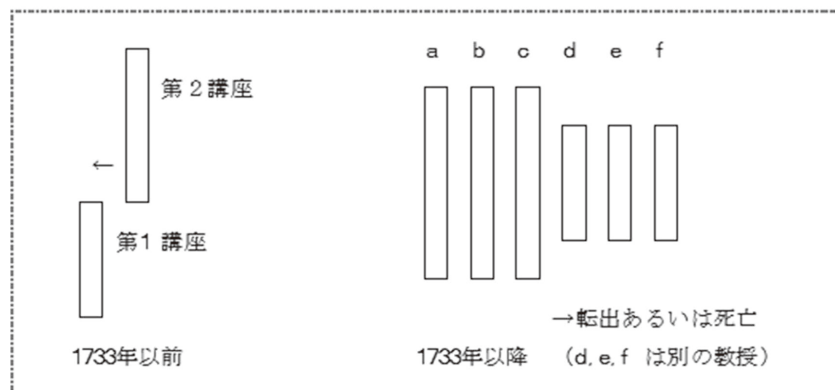
1733年以降も、法学部の講座の数は変わらなかった。しかし、講義の数は、倍以上に増えたのである。ローマ法(勅法集、パンデクテン、法学提要)、カノン法だけではなく、公法、自然法、教会法、刑法、民法、ローマ法、ドイツ私法、封建法などの講義が増加すると、教授の負担についても、数が3コマ以上となるだけではなく、かなり性格の異なるものを対象としなければならぬ。第1講座が開いたからといって、新たなコマの負担は大きい。基本的に一度負担したコマは、継続的に負担することになる。そもそも講義によって、順位づけをしたり、優劣を定めることにも意味はない。順位がしだいに失われるゆえんである。

(b) もっとも、この順位づけの時代、およそ10年程度で、講座の担当者が変わることから、そう長期の間、講座の担当者が固定することもなかった。他方、1733年以降は、講座は特定した。講座が特定した結果、定年まで20年間も同じ講座をもつような例も生じたが、しだいに、複数の担当者がいる講義も増加したことから、講座の継続による弊害は生じなかった。講座が人と不可分に結合するのではなく、時期ごとに学部でどのような授業を予定するかによって、自由に授業が開講されることが可能になったのである。講座は、たんに定員を定める機能をもつだけとなった。講座と講義とが分離し、人と講義の配置は、より自由になった。より専門や能力との関係が重視されるようになったのである。

1733年以前は、1人の教授は、1つしか講義をもたないから、変更する場合

には、第2講座から第1講座に移転することが必要である。これに対し、1733年以降は、1人の教授が複数の講座をもつことから、a、b、cの講座を並列的に担当する。教授は、大学に在籍する限り、同時に担当し、転出するときには、全部が終了するのである。講座の移転はごく稀である。すなわち、教授の講座の持ち方には、以下のような違いがある。

教授の講座の持ち方



2 大学の法律顧問 (Universitätssyndici) と大学裁判官 (Universitätsrichter)

(1)(a) 大学の法律顧問職は、1566年7月22日に創設された。1721年まで、教授の兼業として行われた。その後は、固有の法律顧問がいたが、1774年から1843年は、もとの兼業制に戻った。1843年から1884年は、固有の法律顧問がいた。こうした変遷の理由は明確ではない。1つの理由としては、独立した予算を獲得できるかによると推測される。これができない場合には、兼業になるのである。

従来の関心では、教授の講座のみが対象となっていたが、前述の159 Graff (1653年から)のように、法律顧問が人事の緩衝材となっている場合もある。また、162 Zaunschliffer は、1683年に法律顧問になっているが、1685年に、第4講座に就任して、1705年に、第2講座に就任するまで、法律顧問を継続している。しかし、こうした機能は、法律顧問が教授職と兼任されている場合にお

もにみられ、専任となった場合には、あまりみられない。ただし、法律顧問が専任となった期間が短いことから、必ずしも明確ではない。

中世の大学の法律顧問の職の詳細については、別稿で検討するので、本稿では立ち入らない。中世の大学の自治はかなり高度なものであったから（大学に限らず、国家と個人の間の中間団体に広い自治を認めるのが中世法の特徴である）、場合によっては、都市やラントの警察権をも排除した。しかし、刑事法的な性格はしだいに薄れ、19世紀には、私法的な管理権限や対外的な代理権、あるいは組織内的な統制の意味をもつにすぎなくなっていった。国民国家の成立後は、一般の団体の機関と位置づけられ、大学特有の性格は、ほとんど失われた。大学の国民化の一部である。

(b) 1653年6月16日の大学規則 (Leges generales und cum statutis, Tit. VI) によると、法律顧問の職は、大学の文書庫の中にあり、大学の訴訟や記録に係わっていた。管轄するのは、大学の副理事長 (Vizekanzler) であった。1884年に、法律顧問の書記的な行為は、大学書記 (Universitätssekretäre) に、裁判官的な行為は、大学裁判官 (Universitätsrichter) に分割された¹⁰⁾。

名前とは異なり、大学の法律顧問は、必ずしも法学部の教授だけが担当しているわけではない。大学の役職は、学部の回りもちのことが多かったからである。この点は、都市の法律顧問とは異なる。実務家にとっては、教授職よりも、専任の大学の法律顧問や大学裁判官の方が好まれる場合もある。講義負担がないからである。今日的に言えば、教育職というよりも、行政職というところであろう。あるいは実務家教員に近いかもしれない。ALRの注釈者として著名なフェルスター (Förster, 1819-1878) は、グライフスヴァルト大学で非常勤の講義をしたおりに、大学裁判官となることを志している¹¹⁾。大学の法律顧問や大学裁判官は、教授職とほぼ同等であり、待遇もそれに準じていたからである。員外教授よりも、格上である。

もっとも、以下の専任の法律顧問をみると、教授よりも学問的な経験が少な

10) Gundlach, S.551. (§ 58f. der Statuten der Uni.Marburg vom 28.10.1885).

11) フェルスターについて、【法実務家】148頁。もっとも、彼は大学裁判官となることはなく、裁判官のままとどまった。

くても就任できるようである。学問性よりも、実務性が重視されている。この意味でも、実務家教員に近い。

(2) 創設当初の以下の者は、教授の兼任である。ほぼ150年間である。就任する教授も、当初は必ずしも法学部の教授に限定されることはなかった。しかし、(g)から後、(i)を除き、すべてが法学教授である(☆印の者)。しだいに専門化したのである。

- (a) 547 Konrad Matthaëus 1566-1580¹²⁾
- (b) 152 Hermann Vultejus 1581-1595 ☆
- (c) 491 Peter Nigidius 1595-1603
- (d) 554 Hermann Nigidius 1604-1608
- (e) 557 Hermann Kirchner 1608-1614
- (f) 555 Gregorius Schönfeld 1615-1624
- (g) 144 Johannes Kornmann 1625-1640 ☆
- (h) 154 Gregorius Tülsner 1640-1641 ☆
- (i) 710 Jacob Le Bleu 1642-1650
- (j) 159 Erich Graff 1653-1660 ☆
- (k) 163 Johannes Kleinschmidt 1660-1663 ☆
- (l) 165 Johann Helfrich Dexbach 1663-1665, 1665-1682 ☆
- (m) 162 Otto Philipp Zaunschliffer 1683-1715 (名目上は、1721年まで) ☆
- (n) 172 Heinrich Philipp Zaunschliffer 1715-1721 ☆

(3) 1721年から1774年の、以下の者は、法律顧問の専任である。この間だけ、専任になった理由は、検察官である Johann Wilhelm von Hammによるラント領主に対する献策によるものとされる。性質上、弁護士や裁判官の経験者や法学博士の者が多いのは当然である。兼任の場合と同様に、法学の経験者がおもに採用された。また、中世のことから、法学部やその他の学部の教授の縁戚の

12) Gundlach, S.551. 歴史と修辞学の教授である Konrad Matthaëus は、1564年に、両法博士 (Doctor utrisque juris) となって、この職についた。Keller, aa.O. (Die Justitiare, 前注9), S.4. 職務上、法学の知識が必要だったようである。ただし、表にみられるように、必ずしも絶対的な要件ではない。

者が多数含まれている。狭い地域で、専門家が限定されていたこともあって、縁故的な採用が多かったのである。

(a) Johann Friedrich Winther (1678-1725.12.16)

在任期間は、1721年から1725年である。彼は、1678年に、ブラウンシュヴァイクの Osfeld で生まれた。父の死後、母の故郷の Eschwege に移った。Jansfeldの Marwiz 公の下で、家庭教師をした。1709年に、マールブルク大学の法学博士、1721年に、大学の法律顧問となった。1725年に、マールブルクで亡くなった¹³⁾。

(b) Niclas Wilhelm Kleinschmidt (1694.2.12-1744.11.24)

在任期間は、1725年から1744年である。1694年に、マールブルクで生まれた。マールブルクの政府の弁護士。1725年に、大学顧問となる。1727年に、マールブルク大学の名誉法学博士。1729年に、正教授の地位と宗務局の投票権をえた。1744年に、マールブルクで亡くなった。Heinrich Kleinschmidt (167) の息子である¹⁴⁾。

(c) Johann Philippe Mülhause (1715.1-1764.12.31)

在任期間は、1745年から1764年である。1715年に生まれ、マールブルクで弁護士かつ政府委員。1745年に、大学の法律顧問となった。1764年に、亡くなった。Joh.Georg Mülhause (232) の息子である¹⁵⁾。

(d) Johann Wilhelm Friedrich Kraft (1741.11.21-?)

在任期間は、1765年から1767年である。1741年に、ハーナウで生まれた。1764年に、マールブルク大学の学士、政府の弁護士や委員をした。1765年に、大学の法律顧問。1765年に、大学の員外教授の地位を求めたが、失敗、1767年に、ハムのギムナジウムの教授、1770年に、Duisburg大学の教授、1793年までは生存。Joh.Wilh.Kraft (48) の息子¹⁶⁾。

13) Gundlach, S.552. Winther や次の Kleinschmidt の任命について、Keller, aa.O. (前注9)参照), S.11f.

14) Ib., S.552.

15) Ib., S.552.

16) Ib., S.553.

(e) Johann Franz Kunckell (1739.8.22-)

在任期間は、1767年から1773年である。1739年に、カッセルで生まれた。マールブルクの政府委員、1767年に、大学の法律顧問、1774年に、破毀裁判所判事、1784年に、カッセルのラント秘書官かつ政府顧問官。戦時顧問官もした。1796年に、カッセルの政府の副官房長。1800年に、ライヒの貴族となった。枢密顧問官、1803年に、カッセルの政府の副長官。1806年には、まだ職にあった¹⁷⁾。

(4) 1774年から1843年の間は、また兼任となった。おおむね70年間である。いずれも、法学部の教授である¹⁸⁾。その理由は明確ではないが、経済的な理由からではないかと推察される。フランス革命の前後の戦争の時代をはさむからである。

(a) 262 Philipp Friedrich Ulrich 1774-1820

(b) 268 Carl Ludwig Spangenberg 1820-1832

(c) 239 Ludwig Duncker 1833-1843

(5) 1843年から1884年の間は、また専任の職となった。この間の者は、3人ともに、大学顧問(Syndicus)と書記(Secretar)とが別の資格で就任したことから(実際は兼任であるが)、1884年以降の大学裁判官と大学の書記との分離制の先駆けといえる¹⁹⁾。

(a) Wilhelm Friedrich Kehr (1810.2.5-?)

在任期間は、1843年から1850年である。1810年に、Hersfeldで生まれた。1834年に、Hersfeldで修習生、1840年に、Volkmarssenで裁判所書記。1843年に、マールブルク大学の法律顧問と書記。1850年に、Nentershausenで、司法官。1863年に、マールブルクの司法官。1867年に、区裁判官、1873年に、上級区裁判官、1881年に、引退した²⁰⁾。

(b) Carl Friedrich Heinrich Schotten (1821.10.29-1855.12.16)

在任期間は、1850年から1855年である。1821年に、カッセルで生まれた。上

17) Ib., S.553.

18) Ib., S.553.

19) Ib., S.553.

20) Ib., S.554.

級裁判所の試補、1850年に、マールブルク大学の法律顧問、書記。1855年に、亡くなった。Wepler (782) の伯父である²¹⁾。

(c) Hermann Platner (1814.9.21-1893.11.11)

在任期間は、1856年から1884年である。1814年に、マールブルクで生まれた。マールブルク上級裁判所の試補。フルダの上級裁判所の試補。上級裁判所の判事。1854年に、マールブルクに越し、1856年に、大学の法律顧問、書記 (Secretar, 私講師にならない条件つき)。1884年に、引退した。1893年に、マールブルクで亡くなった。彼の法律顧問職は、ほぼ 30 年弱も継続した²²⁾。

(6) 1884年に、大学書記と大学裁判官に分かれてからは、以下の者がいる²³⁾。以下は、大学裁判官 (Universitätsrichter od. Universitätsräte) のみである。大学裁判官にも、専任の者と兼任の者とがあり、(b)と(g)の2名は、兼任である。ともに、法学部の教授である。

中世の大学は広い裁判管轄権を有したから、大学の中で裁判を行ったのが、大学裁判官である。古くは、学長や理事がこの権能を行使した。大学裁判官が形式的に分離するようになったのは、19世紀からである。1877年に、裁判所構成法が施行されると、大学の裁判権は消失した。残存したのは、学生に対する懲戒権のみである。ラントによっては、この権限の行使のために、大学裁判官の名称が残っている場合がある。大学の評議員がする場合もある。

(a) Karl Ludwig Ferdinand Brauns (1820.7.24-1890.10.10)

在任期間は、1884年から1886年である。彼は、1820年に、カッセルで生まれた。1851年に、Fritzlarの下級官吏、1858年に、Eiterfeld の司法官、1864年に、マールブルクの検事。1884年に、最初の大学裁判官となった。1890年に、マールブルクで亡くなった。Reinhard Brauns (840) の父²⁴⁾。

(b) 214 August Ubbelohdeは、兼任である²⁵⁾ (1886年から1896年である)。

21) Ib., S.554.

22) Ib., S.554.

23) Gundlach, S.554.

24) Ib., S.554.

25) Ib., S.554.

(c) Bernhard Christian Martin (1854.4.6-1914.5.30)

在任期間は、1896年から1900年である。彼は、1854年に、カッセルで生まれた。マールブルクのラント裁判所判事、1896年、大学裁判官、1900年に、上級裁判所判事、1914年に、Cassel-Wilhelmshöhe で亡くなった²⁶⁾。

(d) Hugo Weizsäcker (? -?)

在任期間は、1900年から1902年である。彼は、マールブルクのラント裁判所判事であり、1900年に、大学裁判官となった。1903年から、マールブルクのラント裁判所判事、早くも1906年に、ベルリンの宮廷裁判所判事となった²⁷⁾。プロイセンに併合後であり、移動先もベルリンである。ベルリンが登場した最初の例である。

(e) Carl Ernst Ganslandt (1859.5.1-?)

在任期間は、1902年から1904年である。彼は、1859年に、フルダで生まれた。1881年に、カッセルで修習生、1886年に、試補。1886年から、カッセルやマイニンゲン、マールブルクの検事局で勤めた。1892年に、Ratibor で検事、1893年に、マールブルクに移動し、検事。1902年に、大学裁判官。1904年に、ケーニヒスバルクで、上級検事、1905年に、第1級検事、1909年に、カッセルに移動して、1913年に、上級検事。1918年に、上級顧問官²⁸⁾。

(f) Theodor Heinrich Friedrich Jeß (1847.9.4-?)

在任期間は、1904年から1907年である。1847年に、ホルシュタインのSchäbeck で生まれた。1869年に、第一次国家試験に合格、修習生となり、

26) Ib., S.555.

27) Ib., S.555. Weizsäcker には、著名な Richard Freiherr von Weizsäcker (1920.4.15-2015.1.31) と Wilhelm Weizsäcker (1886.11.2-1961.7.17) がいるが、前者は、1984年に第6代の連邦大統領となった。後者は、ハイデルベルク大学教授で、法史や鉱山法の専門家である。Sächsisches Bergrecht in Böhmen, 1929; Das Graupner Bergbuch von 1530 (hrsg.), 1932; Magdeburger Schöffensprüche und Rechtsmitteilungen für den Oberhof Leitmeritz (hrsg.), 1943; Geschichte der Deutschen in Böhmen und Mähren, 1950, 2. A. 1959などの著作がある。

28) Ib., S.555. 次の Jeßについても、Ib., S.555.

1870/71年、戦争で服役、1875年に、試補、1877年まで、ゲッチンゲンで、警察の弁護士をした。1877年に、キールの検事局の補助、1878年に、区裁判官。1885年に、Lüneburgのラント裁判所判事、1895年に、ツェレの上級裁判所判事、1900年に、マールブルクのラント裁判所の部長。1904年から1907年まで、マールブルクの大学裁判官。1906年に、枢密顧問官。1920年に、年金生活に入った。

(g) 225 Ludwig Traegerも、兼任である(大学裁判官は、1907年から1912年)

ほぼ最後の大学裁判官であり、第一次世界大戦後には、大学裁判官や大学書記という職名をみることはなくなった。中世的な大学の特権が消滅したからである。1923年3月30日の規則では、大学裁判官という名称を廃止し、たんなる大学評議員(Universitätsrat)と改めたのである²⁹⁾。この場合の評議員は、理事(akademischer Senat)の趣旨ではない。一般行政というよりも、司法権の主体としての地位を期待されている。プロイセンに併合された後、1886年2月12日の大学規則がこれを明らかにしている(皇帝兼プロイセン国王のウィルヘルム1世によるもの)。

(7) 大学書記(Universitätssekretäre)

大学書記は、法律顧問の書記や記録保持に関する機能を受け継いだ、特定の個人により大学の記録が処理されることは減少し、しだいに事務室や管理部門に委ねられるようになった。そのトップは、理事長や副理事長である。大学文書室(Universitätarchiv)がおかれる場合もある。もちろん、大学裁判官に必要な文書は、大学裁判官の下にとどめられる。こうした分化は、保存されるべき文書の増大によるものである。大学書記と大学の法律顧問の分離は、おおむね1818年であるが、その後も、再統合しようとする動きはあった³⁰⁾。

29) Ib., S.555; Keller, a.a.O.(前注9)参照), S.55. 1886年の規則については、Keller, a.a.O.(前注9)参照), S.46. ただし、大学顧問(10条、62条から64条)や大学裁判官(3条、49条、52条、58条、59条)の用語も部分的に残されている。

30) Keller, a.a.O.(前注9)参照), S.17.

Ⅲ 個別の教授と講座の移動

1 第1期の教授(1527年から1650年の3つの講座)

初期の学者には、イタリアで学んだ者が多い。ローマ法の継受は、ロタール伝説などの理論的継受のみではなく、法学の学生がイタリアでローマ法を学び、それを故国に持ち帰り実践したとの事実的継受にもよっている³¹⁾。こうしたイタリアで勉学することは、15世紀以降、ドイツにも多数の大学が創設されるに従って減少したが、16世紀の前半には、少なくとも勉学の一部をイタリアで行う例があり、第1期の法学者には、まだその実例をみることができる。

イタリアの大学は、すべてカトリックであるから、宗教改革までに、ドイツに多数の大学が設立されていたことは、改革者にとっては幸いであった。ルターは、故郷の大学(Wittenberg)の支持を期待することができたし、それを通じて国家(ラント)に依拠することもできたからである。そして、大学の宗教改革がなければ、神学部はもとより、法学部においても、カノン法の講座について、自由な解釈が妨げられた可能性がある。また、ローマ法の継受自体にも影響の生じた可能性がある。大学を出た学識者がイタリアの伝統にのみ忠実であったとすれば、アルプス以北の諸国は、ローマ法の継受にもっと敵対的であったかもしれないからである。プロテスタント諸国は、必ずしも皇帝法には忠実ではなく、カトリックでも、フランスは、皇帝法としてのローマ法には敵対的であった(たとえば、スペル・スペクラム, Super Speculam)。

第1期の教授は、その名前をローマ風に変更している場合がある。語尾が-usや-iiというローマ的な名前をもつ者は、勅法集の教授16人中4人、パンデクテンの教授12人中4人、法学提要の教授14人中5人になるが、彼らは、必ず

31) 事実的継受については、ヴィアッカー・近世私法史(鈴木祿弥訳・1961年)152頁参照(原著第1版)。Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, 2.Aufl., 1967, S.152ff.(§8).

しも外国人というわけではない。のちの時代でも、名前の改変は、Samuel Freiherr von Cocceji (1679-1755) や Carl Gottlieb Svarez (1746-1798) など著名な法律家にもみられるが(原型は、Koch, Schwartz)³²⁾、そう多くはない。中世的な特徴といえる。それだけ、ローマ法への憧憬が強かったのである。こうした名前の改変は、中世にはかなり繁雑に行われている。

一般的に、大学の教授には比較的長命な者が多いが、それでも後代に比較するとまだ短命な傾向がある。中世と近代の境の時期で、14、5世紀ほどではないとしても、死亡率は高かったからである(1347年以降 ペストの大流行、ヨーロッパの人口の4分の1・2500万人が死亡)。15世紀は、ホイジンガのいう「死を忘れるな」(memento mori)の時代である(「中世の秋」(堀越孝一訳、1966年) 272頁)。

32) 法律家の外国風の名前である Coccejiや Svarez について、【法実務家】136頁、139頁参照。Svarezは、スペイン風の変形である。著名なスアレス(Francisco Suárez, 1548.1.5-1617.9.25)は、スペインの神学者であり、スコラ学の大成者、法学でも、社会契約論や自然法、国際法の基礎を築き、グロチウスの先駆者とされる。

ゲルマン風の名前の外国化については、かねて個人名(Rufnamen)についての研究がある。Werner König, dtv-Atlas zur deutschen Sprache, 1978, S.124. 女名の変化が男名の変化よりも100年以上も早く、女名では1350年ごろ、男名では1470年ごろに、外国名がゲルマン風の名よりも多数となった(50%を超えた)。外国名の多くは聖書やローマ化による。女名が男名よりも早く外国風に変化するの、わがくにでもみられる現象である。

家族名では、出自による名(Herkunftsnamen)は、1400年すぎに50%を下回り、1500年ごろには、30%を下回った。同時に、通称やあだ名などの別名由来の名(Übernamen)は30%を上回り、個人名由来の家族名、職業由来の家族名(Berufsnamen)も、20%を超えた。住所地に由来する名(Wohnstättennamen)は、1300年ごろから増加し、1600年ごろには、5%程度となった。

ローマ時代には、部族名のほかは個人名のみである(タキトゥス・ゲルマーニア(泉井久之助訳注、1979年)129頁以下参照)。また、カエサル・ガリア戦記(近山金次訳、1964年)でも、たとえば「アルウェルニー族の中で最も勢力のある若いウェルキンゲトリクス」でも、「ケルティルスの子」とされ、父と族名によって区別されるだけである(231頁)。

(1) 1527年から1650年の勅法集 (Codicis) の教授

勅法集の教授は、パンデクテンや法学提要の教授とは異なり、欠員なく連続しているわけではない。また、この講座につくと、個人的な研究をやめなければならなかったともいわれるが、マールブルク大学に関しては、誤解である。もっとも、ローマ法は広い対象をもっていたから、こうした制限を前提としても、カノン法に特化するような場合を除けば、何らかの方法で勅法集に関連づけることは可能である。講座に混乱があり（とくに勅法集講座の担当者に重複がある）、130 から134 の者については、どの教授職が割当られていたかには、当面疑問がある³³⁾。

33) Gundlach, S.78.なお、マールブルク大学の教授の名前の前後に付された数字は、各教授の個人番号である。神学部、法学部、医学部、哲学部の順に、すべての教授に個人番号が付されている（専任の法律顧問や大学裁判官には付されていない）。中世の大学教授には縁戚の者も多く、同姓の者が多数いるので、本稿でも、識別のために、この個人番号を利用している。法学部では、121 番の Christoph Brechter が最初であり、290 番のKarl Konrad Werner Wedemeyerが最後である。その前が神学部で、医学部は、291 番から477 番である。哲学部は大所帯で、478 番から924 番までである（教授数は、3 期を合計すると、神学120 人、法学170 人、医学187 人、哲学447 人となる）。

哲学といっても、中世の哲学は、自然哲学までを含む万学の学問であった。初期の大学のリベラル・アーツ（文法、修辞学、弁証学、算術、幾何学、天文学、音楽）以外に、新たに生じた学問領域は、すべてここに統合された（Gundlachの整理によれば、旧来のものも含めて、哲学、ギリシア語、詩論、文献学、古文献学、歴史、数学、物理、ロマンス語・英語の文献学、オリエント学、教会史、ルター派神学、国法学、戦争学、鉱物学・地質学、カトリック神学、化学、動物学、建築学、芸術・音楽、薬物学、植物学、ドイツ語と文学、地理学などである）。

中世の7つの自由学芸の下には、7つの技芸が存在した（機械、建築、航海術、農業、狩猟、医術〔外科〕、演劇）である。これらは、理論なき自然の産物であるとして、あるいは技芸や手仕事として卑しめられた。しかし、近代科学は、これらの手仕事〔力学〕の領域から、その現象を解明するために生じたのである。技芸は、従来、自然の模倣として軽蔑されたが、自然の本質ではなく、現象を解明することが、近代科学の方法だからである。抽象的に本質のみを問うことは、しばしば理論を神

(a) ブレヒター (121 Christoph Brechter, ? -1562.5.6)

マールブルク大学での講義は、1538年から1540年である。彼は、シュトラスブルクで生まれ、Ingolstadtで法学博士となった。1538年に、マールブルク大学教授のJacob Sturmの仲介で、2年間、マールブルクにとどまった。1562年に、Fuldaで、亡くなった³⁴⁾。

(b) オルデンドルプ (122 Johannes Oldendorp, 1487-1567.5.10)

マールブルク大学での講義は、1540年から1567年である。彼は、1487年(1480年説もある)に、ハンブルクで生まれ、1515年に、ポローニアで、法学士(Lic. jur.)となった。1516年に、グライフスヴァルトでも法学士(Lic.in legibus)。1517年と1522年に、学長。1518年に、法学博士となった。1520年に、フランクフルト(オーダー)でも教えた。1526年に、ロシュトック大学教授、1534年から36年に、リューベックの法律顧問。1538年、ケルン大学教授。1540年に、マールブルク大学に移り、1541年には、学長となった。1544年に、ヘッセンの顧問

に帰する結果となる。著名なニュートンの著書プリンキピアは、Philosophiae naturalis Principia mathematica (自然哲学の数学原理)である。

また、大学には、実務教師もいた(Technische Lehrer)。たとえば、ダンス教師、フェンシング教師、絵師、乗馬教師(Reitlehrer)、フランス語教師、書家(Schreibmeister)と算術家(Rechenmeister)、楽師(Musici)、機械技師(Mechaniker)、建築家などである。現在でも、語学の外国人教師は、Professorではなく、Lehrkraft, Lektorと位置づけられることが多い。

なお、神学部から法学部に鞍替えした教授も数人おり、ほかにも専門を変更した者がいるから、教授の所属学部に関する上の数字は、必ずしも絶対的なものではない。逆の例はあまりないが、本文で述べたように(1(2))、宗教改革のルターは、当初の法学部の学生から、のち神学部の教授に変わった。

こうした変更は、中世の学問体系が上述のように哲学を基礎としていたことから可能となった。哲学を基礎とする体系は、ギリシア的な古典や全人格尊重主義に由来し、人文主義や自然法の時代まで続いた。専門学部が、専門職の養成に特化するのとは、皮肉なことに歴史法学の時代である。あるいは、この転換は、哲学と専門学部の二重構造であった体系が一元化された結果、専門学部の中に歴史哲学の思考を残す必要からと思われる。

34) Ib., S.78.

官。法学部長(1546年、1548年など)。1555年、1559/60年、1562/63年には、再三学長となった。1553年と1564年に、大学の(宗教)改革者に任じられた。1567年に、ラント伯の顧問となった。1567年に、マールブルクで亡くなった³⁵⁾。

著名なローマ法学者で、16世紀中葉のドイツの法律家ではもっとも重要な人物といわれる。その研究方法は、まだイタリア学風(mos italics)である。

(c) シューラー(123 Ambrosius Schürer, ?-1594.9)

マールブルク大学での講義は、1550年から1552年である。彼は、1537年に、ヴェッテンベルクで大学入学資格をえて、1545年に、ライプツヒ大学、1546年から47年には、ボローニア、ローマ、パドアの各大学で学んだ。1549年に、パドアで、法学博士となった。1550年に、ライプツヒ大学のメンバーとなった。1550年から、ヘッセンの顧問官。1550年に、マールブルク大学教授。ただし、ヘッセンにいたのは長くはない。1553年に、ライプツヒ大学の学長顧問、1556年に、ライプツヒの名誉市民、1559年に、エルフルトの法律顧問、ザクセン選帝侯の法律顧問、エルフルト大学の学長などをした。1594年に、エルフルトで亡くなった³⁶⁾。

(d) ハッペル(124 Wigand Happel, 1522-1572.3.21)

マールブルク大学での講義は、1556年から1572年である。彼は、1522年に、マールブルクで生まれ、1545年から59年、マールブルク大学のヘブライ語の教授であった。1556年に、マールブルク大学の法学博士となり、法学部の講義をもった。1564年に、勅法集の講義をもった。1550年、1551年、1558年の1期と2期、1559年、1564/65年に、学長となった。1572年に、マールブルクの市長

35) Ib., S.79. Stinzing, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Bd.I, 1880 (bis zur ersten Hälfte des 17.Jahrhunderts), S.325ff. (Neud.1978).筆者は、中世の危険負担につき、中世イタリア法学にはほぼ忠実なOldendorpの説を検討したことがある(【危険負担の研究】289頁)。より詳細な研究は、Dilcher, Die Theorie der Leistungsstörungen bei Glossatoren, Kommentatoren und Kanonisten, 1960, Kap.3 B. である。なお、Oldendorpについては、E.Wolf, Große Rechtsdenker, 1944, S.167ff.にも記載がある。

36) Ib., S.79.

のまま亡くなった。135 Eisermann の義理の息子、152 Hermann Vulltejus の義理の父、その姉妹は、550 Hermann Ulner の妻となった³⁷⁾。

(e) フォルスター (125 Valentin Forster, 1530.1.20-1608.10.26)

マールブルク大学での講義は、1569年から1580年である。彼は、1530年に、ヴィッテンベルクで生まれた。1550年に、自由学芸で学士、フランス、イタリア、スペインにいった。兵役にも服した。1560年に、Bourges の法学博士。ヴィッテンベルクとIngolstadtで、私的な講義をした。ミュンヘンで、ブラウンシュヴァイクの侯の裁判官となった。1569年に、マールブルク大学の第1位の教授、学部長や学長を2回ずつした。カッセルの破毀裁判所の判事を兼任した。1580年に、ハイデルベルク大学教授に転じ、1581年に学長。そこを辞して、1584年から、ウォルムスの法律顧問、1595年に、Helmstedt 大学の正教授、学長。1608年に、そこで亡くなった³⁸⁾。

(f) ゲダエウス (126 Johannes Goeddaeus I, 1555.12.7-1632.1.5)

マールブルク大学での講義は、1605年から1625年である。彼は、Schwerteで、1555年に生まれた。1582年から85年に、マールブルク大学で、私的な講義をした。1585年に、マールブルク大学の法学博士。1585年に、Speyerのライヒ宮廷裁判所で勤務し、1586年に、また、マールブルク大学で私講師。1587年に、Schwerteで市長に選ばれたが、うけなかった。1588年に、Herborn 大学の教授、副学長や、1593年に学長をした。Herborn 大学の第1位の教授になったが、1594年に、マールブルク大学の法学提要の教授、1603年に、パンデクテン講座の教授、1605年に、勅法集の教授となった。マールブルク大学の代表として、1614年、1615年、1619年に、カッセルに赴いた。マールブルクの宗務局のメンバー、法学部長を10回、1605年に学長、副学長もしている。1625年ごろ、名誉教授となり、1632年に、亡くなった。161 Johannes Goeddaeus II の祖父であり、517 Riemenschneider の夫人の祖父でもある³⁹⁾。

37) Ib., S.79f.

38) Ib., S.80.

39) Ib., S.80f.

(g) フンニウス (127 Herlfrich Ulrich Hunnius, 1583.3.17-1636.3.27)

マールブルク大学での講義は1625年から1630年である。彼は、1583年に、マールブルクで生まれた。1609年に、ギーセン大学で法学博士となり、講義ももった。ヴィッテンベルク大学でも講義をし、1613年に、Hessen Darmstadtの顧問、ギーセン大学の教授となった。1625年に、マールブルク大学の教授、副学長となった。1628年に、副理事長、1628年に、法学部長、Codex の教授となる。1630年に、辞職し、カトリックとなる。1631年に、トリアー選帝侯国の顧問、副理事長、マインツ選帝侯国の顧問、ケルンで教皇法の講義ももった。1636年に、ケルンで亡くなった。17 Aegidius Hunnius の息子である⁴⁰⁾。

彼の経歴をみると、カトリックの大学に転じるには、カトリックとなる必要があるようである。経歴の上では、カトリックとなったことから、カトリックの大学に転じている。逆に、マールブルク大学のようなプロテスタントの大学では、基本的にカトリックの信者が教授になることはなかったのである。

(h) ブライデンバッハ (128 Johannes Breidenbach, 1587-1656.4.3かその直前)

マールブルク大学での講義は、1625年から1640年ごろである。彼は、1587年に、Kloppenheim (Wetterau) で生まれ、1614年に、ギーセン大学で倫理の教授となった。1616年には、大学の法律顧問、1618年に、Hessen-Darmstadtの顧問、法学提要の教授となった。1625年に、マールブルク大学法学部の教授で、1630年まで法学提要の教授であった。1633年まで、パンデクテンの教授、1633年から1640年まで、Codicis の教授、1626年に、副学長、1641年に、学長、1633年に、マールブルク大学のラント議会派遣議員、1639年と1643年にも勤めた。法学部長を7回した。第2期の初めにも、勅法集の講義をしている(2参照)。1656年に、亡くなった⁴¹⁾。

(i) ヴァルター (129 Johannes Walther, 1596.4.13-1647.3.26)

40) Ib., S.81. 別の例では、わがくにのお雇い外国人のロエスレルが、カトリックになったことからロシュトック大学をやめ、日本にきたことがある。ロシュトック大学の状況については、教会法に関する別稿による(独法106号75頁)。

41) Gundlach, S.82.

マールブルク大学の講義は、1640年から1647年である。彼は、Hersfeldで、1596年に生まれ、1621年に、ギーゼン大学で、パンデクテンの講義をした。1621年に、Darmstadt で王子の教師、1626年に、Hessen-Darmstadtの顧問、1626年に、マールブルク大学の法学得業士、1634年に、法学博士、1640年に、Codex の教授となり、1645年に、副学長。1647年に、亡くなった⁴²⁾。

(j) ゲルラッハー (130 Theobald (Diepold) Gerlacher, gen.Billicanus, 15世紀の末ごろ-1554.8.8)

マールブルク大学での講義は、1548年から1554年である。彼は、15世紀の末ごろに、下ファルツの Billigheim で生まれた。1513年に、ハイデルベルク大学学士、ハイデルベルク大学で弁論術の教師となった。1520年に、学芸部の主任 (Propst) となった。1522年に、神学の得業士、同年、Weilの説教師となった。さらに、Nördlingenの市長および顧問。1535年から、ハイデルベルク大学で法律学を学んだ。1542年に、ハイデルベルク大学で法律学の講義資格をえて、1544年に、マールブルク大学に転じた。1546年に、マールブルク大学で法学博士。1548年に、教授、学長。1549年に、副学長、1549年に、学部長をした。1550年に、歴史の講義ももった。1554年に、マールブルクで亡くなった⁴³⁾。

(k) レルスナー (131 Jacob Lersner, 1504.7.15-1558.7.6)

マールブルク大学での講義は、1552年から1579年である。彼は、1504年に、マールブルクで生まれた。法学得業士、1535年に、Braunschweig-Wolfenbüttel の侯爵の顧問、1541年に、ヘッセンの顧問、マールブルクの宮廷裁判所の陪席判事となった。1543年に、カッセルに転任。1552年に、また宮廷裁判所に戻った。1552年に、マールブルク大学の法律学の教授となった。1553年に、法学博士。1554年に、再度、カッセルの顧問。1557年に、マールブルクの官房顧問官。1558年に、マールブルク大学の副理事長。1560年に、また、カッセルに転任。1566年に、また、マールブルクで顧問官。1567年に、宮廷裁判所の陪席判事となった。1579年に、マールブルクで亡くなった。Johann

42) Ib., S.82.

43) Ib., S.82.

Lersner (148) と Christoph Lersner (150) の兄、Hermann Lersner (133) の伯父でもある⁴⁴⁾。

(1) モーマー (132 Aegidius Mommer, ?-1570)

マールブルク大学での講義は、1557年から1558年のみである。彼は、Limburg の公国で生まれた。1555年に、マールブルク大学で法学博士となった。1557年に、マールブルク大学の講師となり、マールブルクの政府の試補となった。1558年に職を辞して、Cleve-Jülich-Berg 公国の顧問となった。1558年から63年の間、Speyerのライヒ帝室裁判所で同公国の試補となった。デュッセルドルフの宮廷で宗教改革の問題に携わった。1570年に、Cleve で亡くなった⁴⁵⁾。

(m) キッツェル (134 Johannes Kitzel, 1574.2.10-1627.8.30)

マールブルク大学での講義は、1625年から1627年である。彼は、1574年に、Eppsteinで生まれた。1593年に、マールブルクでバカロレアを取得、1596年に、マールブルク大学の学士、1601年に、宮廷裁判所の弁護士、Speyerのライヒ帝室裁判所でも短期間勤めた。1605年に、ギーゼン大学の法律学と数学の正教授。1614年に、ギーゼン大学の法学博士、1618年に、ギーゼン大学の副理事長。1625年から、マールブルク大学教授。1627年に、マールブルクで亡くなった⁴⁶⁾。

(2) 1527年から1650年のパンデクテンの教授

パンデクテンは、学説類集を指し、ローマ法のもっとも大部で重要な部分である。勅法集の講座が公的な部分を扱うことから、これに準じる位置を与えられている。ラテン語風に Digesta とする大学もある。

中世の教授にとって、法学部に人気があるのかどうかは不明であるが、他の領域で教授になっている者が、新たに資格をえて、法学教授となる例がみられる。135 のアイザーマンは、神学や医学の教師をし、学長にまでなっていないが、法学の資格をえて、裁判官や法学教授となっている。また、139 のマタエ

44) Ib., S.83

45) Ib., S.83.

46) Ib., S.84

ウスは、当初教育学の教師や修辞学の教授をしていながら、法学博士の資格をえて、法学教授となっている。144 Kornmannも、哲学部から法学部に移籍している。19世紀になっても、法学や医学では鑑定の仕事から多額の報酬をうけることが可能であった。

もっとも、当初法学を学びながら、他の分野に転じる者もいる。著名な例としては、ルター（1483.11.10-1546.2.18）がある。1483年に、アイスレーベンに生まれたルターは、1501年に、エルフルト大学に入学し、1505年に法学の学士号をうけたが、嵐の中で雷におののき、修道士になる誓いを立てた。鉦夫から工場主となった父親の反対にもかかわらず、アウグスティヌス会修道院に入った。1507年に、司祭に叙任され、ヴィッテンベルクとエルフルトの大学で道徳哲学を教えた。1510年に、ローマに旅行し、教会の墮落に驚いたが、その当時はとくに批判者となることなく、1512年に、神学博士号をえて、ヴィッテンベルク大学の聖書神学の教授となった⁴⁷⁾。当初は、敬虔なカトリックの司祭だったのである。法学部にいたことが、宗教改革にいたる道筋に、どのような影響を与えたかは不明である。カノン法の講義も聴いたはずであるが、神学部で教える神学とは異なる。1517年に、95か条のテーゼで宗教改革の口火を切った。教皇の破門勅書とともに、カノン法典も焼却された。宗教改革のその後の詳細は省略する（独法 106号26頁参照）。1546年に生地で亡くなった。

(a) アイザーマン（135 Johann Eisermann gen.Ferrarius Montanus, 1485から1486-1558.7.30）

マルブルク大学での講義は、1527年から1650年である。彼は、1485年から1486年に、Amöneburg で生まれた。ヴィッテンベルクで、神学のバカロレアを取得。1514年に、神学博士、1518年から、学部でアリストテレス等の講義をした。1518年に、ヴィッテンベルクの医学部の得業士、1521/22年と、1523/25年に、ヴィッテンベルク大学の学長をした。1524年に、法学得業士、

47) Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte, Bd.8, 1986, S.59ff. また、エリアーデ「世界宗教史」4（2000年）91頁参照。他の例では、マルクスも、弁護士の父親には法律を学ぶことを期待されたのである。ルターは、法学部をやめて、修道院に入った。法学嫌いの学生の発生することは、現代とも共通し、中世にまで遡るのである。

1524年から、マールブルクの宮廷裁判所の陪席判事となった。1527年に、マールブルク大学の法律の正教授となった。1533年に、マールブルク大学の法律学の第1位の教授、1536年に、大学の第1位の副理事長、1536年に、マールブルクの官房の顧問官。1548年には、宮廷裁判所と副理事長に再任された。1527年から28年に、学長。ほかにも、9回学長をした。1558年に、マールブルクで亡くなった。Jost Staud (147)、Wigand Happel (124) の義理の父である⁴⁸⁾。

(b) トウルラー (136 Hieronymus Turler, ?-1602)

マールブルク大学での講義は、1560年から1564年である。彼はドレスデンの出身で、パドア大学(?)の法学博士を取得し、1560年、マールブルク大学のパンデクテンの教授となった。1564年のイースターにやめた。受講生が少なかったからである。1602年に、亡くなった。詳細は不明である⁴⁹⁾。

(c) ハイスターマン (137 Antonius Heistermann, 1538-1568.9.12)

マールブルク大学での講義は、1564年から1568年である。彼は、1538年(1539年説もある)に、Brakelで生まれた。法学博士を取得して、1564年に、マールブルク大学で、講義を開始した。1567年に、議員に任命され、1567年には、カッセルの高等控訴裁判所の判事となった。副学長と学長を、1567/68年にした。1567年に、Oldendorpの死亡に伴い、第1位の教授となった。しかし、翌1568年に、マールブルクで亡くなった⁵⁰⁾。

(d) フィーゲリウス (138 Nicolaus Vigelius, 1529-1600.5.10)

マールブルク大学での講義は、1568年から1594年である。彼は、Treysa (Gr. Ziegenhain) で生まれた。ハイデルベルク大学で法学得業士となり、1560年に、マールブルク大学の正教授となった。1564年に、法学博士、1566/67年に、法学部長。1568年まで法学提要を教え、ついでパンデクテンの教授となった。1594年に、解任された。1600年に、マールブルクで亡くなった⁵¹⁾。

48) Gundlach, S.84f.

49) Ib., S.85.

50) Ib., S.85. ただし、ハイスターマンは、じきに亡くなったことから、講義のグラフ(I)には現れていない。第1位の教授として講義したのは、125 Forster である。

51) Ib., S.85.

(e) マタエウス (139 Philipp Matthaeus, 1554.8.20-1603.6.18)

マールブルク大学での講義は、1594年から1603年である。1554年に、マールブルクで生まれた。1579年まで、マールブルクで、教育学の教師をした。1581年に、バーゼルで法学博士。1581年から、マールブルク大学の学芸部の教授、1582年から、図書館員を兼ねる。1591年に、修辞学の教授をやめて、法学提要の教授となった。1594年からは、パンデクテンの教授である。学長に2回なり、1598/99年に、法学部の学部長をした。1603年に、マールブルクで亡くなった。Konrad (547) の息子である⁵²⁾。

126 Johannes Goeddaeus Iも、1603-1605年に、講義をしている。

(f) アントニー (140 Gothfredus Antonii, 1571-1618.3.16)

マールブルク大学での講義は、1605年のみである。彼は、1571年に、Freudenbert (Kr.Siegen) で生まれた。1594年から、マールブルク大学で、私的な講義をし、1596年に、法学博士となった。1603年に、法学提要の正教授となった。1605年に、パンデクテンの教授に転じたが、同年、ギーセンのギムナジウムで第1位の教授となった。1607年に、ギーセン大学の正教授、理事長となり、その最初の学長ともなった。1618年に、ギーセンで亡くなった⁵³⁾。

(g) ダイヒマン (141 Christoph Deichmann, 1576-1648)

マールブルク大学での講義は、1605年から1621年である。彼は、1576年に、ヴェストファーレンの Steinfurt で生まれた。1605年に、マールブルク大学で博士となり、同年、パンデクテンの教授となった。1617年に、学長。1609年に、ラント議会の大学代表となり、Treysaに赴いた。1614年には、カッセル、1619年に、マールブルク、1621年に、カッセルに赴いた。1621年に、Detmoldで、リップペの官房長となり、1633年から、スウェーデン王国の顧問官、リップペ伯領の官房長、1636年には、Mecklenburg-Güstrow の Albrecht II 公の官房長。公が亡くなったことから、ブランデンブルクの顧問官、ハンブルクにおけるヘッセンの駐在官となった。1648年に、ハンブルクで亡くなった⁵⁴⁾。

52) Ib., S.86.

53) Ib., S.86.

54) Ib., S.87.

(h) ネーセン (142 Anton Nesen, 1582.12.6-1640.6.25)

マールブルク大学法学部の講義は、1627年から1630年である。彼は、1582年に、リップのSchlangen で生まれた。1607年から1609年、Lemgo のギムナジウムの副校長をした。1612年に、ハイデルベルク大学で博士となり、1612年に、Stadthagenのギムナジウムの教授、1620年に、Rinteln 大学のパンデクテンの教授、1627年に、マールブルク大学パンデクテンの教授となった。1630年から1640年には、カノン法も教えた ((4)参照)。1628年、1631年、1639年には、ラント議会の大学代表、1629年には、ヘッセンの顧問官。3 回学部長、学長を2 回、副理事長もした。1632年には、ファルツの伯爵、1636年に、第 1位の教授、1636年に、ギーセンに越した。1640年に、亡くなった⁵⁵⁾。

1630年から1633年の間は、128 Johannes Breidenbachであった。

(i) シノルド (143 Justus Sinold gen.Schütz, 1592.4.8-1657.12.12)

マールブルク大学での講義は、1633年から1640年である。彼は、1592年に、Butzbachで生まれた。1618年に、Speyerの帝室裁判所に勤め、1619年に、ギーセン大学の法学博士となった。1625年に、マールブルク大学の員外教授となった。1626年に、正教授。1629年に、Hessen-Darmstadtの顧問官。1633年から、パンデクテンの教授。1640年に、第 1位の教授、副理事長。1644年には、封建法の講義もした。3 回、法学部長、1634年に、学長。1650年に、ギーセン大学の教授、枢密顧問官、理事長。1657年に、ギーセンで亡くなった⁵⁶⁾。

(j) コルンマン (144 Johannes Kornmann, 1587-1656.1.16)

マールブルク大学での講義は、1640年から1650年である。彼は、1587年に、フランケンのHammelburgで生まれた。1609年に、ギーセン大学の学士。1616年に、私講師、1620年に、マールブルク大学の法学博士。1625年に、マールブルク大学の歴史の教授、1627年から、倫理と政治学の教授、1628年、哲学部の学部長、1631年に、法学提要の教授、3 回、学長をした。1642年に、Hessen-Darmstadtの顧問官、1642年に、法学部長、1653年に、カノン法の教授。1656

55) Ib., S.87.

56) Ib., S.88.

年に、マールブルクで亡くなった。Johann Hartmann Kornmann (164) の父である⁵⁷⁾。

(3) 1527年から1650年の法学提要の教授

法学提要は、体系的ではあるが、どちらかという、簡約的部分であり、分かりやすいことから、導入的機能を果たした。法学提要の講義の担当者は、以下の教授である。のちに、第1講座や第2講座に昇進した者は、それぞれの場所で、すでに検討したので省略する。

(a) クラマー (145 Balthasar Clammer, ?-1578.2.9)

マールブルク大学での講義は、1530年から1532年である。彼は、Kaufbeurenで生まれ、1530年に、法学提要の教授、プロテスタントに改宗して、生地でもっていた聖職禄を失う。1532年に、Braunschweig-Cellischの顧問官、Celleの官房長Johann Forster義父の後継となった。1578年に、Celleで亡くなった⁵⁸⁾。宗教改革から日が浅く、もとカトリックでも改宗すれば採用されたのであるから、大学の宗旨は、元信者を排斥するほど厳格ではなかったのである。

(b) リューデル (146 Johannes Rüdell)

マールブルク大学での講義は、1532年から1536年である。彼は、フランクフ

57) Ib., S.88. 哲学部から、法学部に鞍替えする教授は、必ずしも稀ではない。

58) Ib., S.88f.もとはカトリックという経歴は、後代のマールブルク大学では、稀な例である。大学の宗旨はほぼ決まっていたから、プロテスタントでなければ、教授職につくのは、むずかしかった。この点でも、神学部や法学部は厳しく、医学部や哲学部では寛容なのが通常である。近代の国民国家は、官吏についても宗教の管理を行ったから、教会法は、法学部全体の科目としても意味をもっていたのである。

営造物としての教会の管理は、神学ではなく法学の領域である。イギリスには、著名な審査法 (Test Act 1673 が著名, An act for preventing dangers which may happen from popish recusants, Act 1678もある) があり、役人の審査を行って、国教徒でない者、とくにカトリックに対する差別と排除をした。イギリス国教会は、国王を首長とするからである。審査法は、1829年のカトリック解放法で廃止された (Sacramental Test Act 1828, Catholic Relief Act 1829)。ドイツ諸国でも、ラント君主は、ラント教会の首長であった (支配する者が宗旨をも決定する)。拙稿・独法106号76頁以下参照。

ルト（マイン）で生まれた。1532年に、マールブルク大学の法学提要の教授となった。1534年に、学長、1536年に、学部長、1536年に、ポーランドに行った。1539年に、リューベックの法律顧問、リューベックのデンマークとスウェーデンへの派遣官となった。1561年に、スウェーデンのErich XIV の戴冠にさいし、スウェーデンの騎士となった。1563年に、リューベックで亡くなった⁵⁹⁾。

(c) スタウド (147 Jost Staud,?-1570.7.11)

マールブルク大学での講義は、1536年から1546年である。彼は、Elsa (bei Hadamar) で生まれた。1536年に、マールブルク大学の法学提要の教授となった。1538年に、マールブルクの宮廷裁判所の陪席判事となった。3回、学長を、1543年に、学部長をした。1546年に、Fulda の修道院長の官房長となった。1563年に、フランクフルト（マイン）の市民、弁護士となった。1570年に、フランクフルトで亡くなった。Eisermann (135) の義理の息子である⁶⁰⁾。

(d) レルスナー (148 Johann Lersner, 1512-1550.1.19)

マールブルク大学での講義は、1546年から1550年である。彼は、1512年に、マールブルクで生まれた。1543年に、マールブルクの宮廷裁判所の陪席判事、1546年に、法学提要の教授、1547年に、学長をした。1548/49年に、ヘッセンの顧問として、ナッソーとの取引のためにブリュッセルにいき、そこで病気になる。1550年に、マールブルクで亡くなった⁶¹⁾。

(e) シャイブ (149 Wolfgang Scheib, ?-1573.2.9)

マールブルク大学での講義は、1550年から1552年である。彼は、ライプチッヒで生まれ、そこで、1538年に、バカロレアを取得。1549年に、ポローニアで法学博士。1550年に、マールブルク大学で、法学提要の教授、宮廷裁判所の試補となった。1552年に、フランクフルト（オーダー）の教授、学長。1556年に、副学長。1558年に、ライプチッヒ大学教授、1560年に、顧問、陪審員、Naumburgの聖堂参事会員、1573年に、亡くなった⁶²⁾。

59) Gundlach, S.89.

60) Ib., S.89

61) Ib., S.89f.

62) Ib., S.90.

(f) レルスナー (150 Christoph Lersner, 1520.4.18-1603.4.11)

マールブルク大学での講義は、1553年から1560年である。彼は、1520年に、マールブルクで生まれた。1553年に、マールブルクで得業士。おそらく1553年に、マールブルク大学で法学提要の教授となった。1560年に、法学博士、1560年に、メクレンブルクの宮廷顧問官。1572年に、3年の契約で、ブラウンシュヴァイクの都市顧問、その後は、マールブルクとFriedbergで暮らした。1603年に、Friedbergで亡くなった。Johann Lersner (148)の弟、Hermann Lersner (133)の伯父、Catharinus Dulcis (708)の義父⁶³⁾。

(g) シクシチヌス (151 Regnerus Sixtinus, 1543 ごろ-1617.5.11)

マールブルク大学での講義は、1568年から1580年である。彼は、1543年に、Leeuwardenで生まれた。1565年に、オルレアン大学で法学博士、Speyerのライヒ帝室裁判所で働き、1568年に、マールブルク大学で、法学提要の教授となった。同時に、Wilhelm 4世の弁護士、顧問をし、大学の代表として、1576年、1579年に、Treysaに赴いた。1580年に、第1位の教授となった。3回、学長となった。1591年に、フランクフルトの法律顧問、1591年から、カッセル、1614年に、Moritz公の枢密顧問官。1617年に、カッセルで亡くなった⁶⁴⁾。

1580年から81年の間は、Bernhard Copius (532)であった⁶⁵⁾。

(h) フルテユス (152 Hermann Vultejus, 1555-12.16-1634.7.31)

マールブルク大学での講義は、1581年から91年である。彼は、1555年に、Wetterで生まれた。1570年に、マールブルクでバカロレアを取得、1574年に、学士。1575年に、教育学の教師となった。神学から法律学に転向するつもりで、1576年に、ジュネーブ、1577年から78年には、パドアで学んだ。1580年に、バーゼルで法学博士となった。1580年に、マールブルク大学で、ギリシア語の正教授となった。同時に、法律の私講師となった。1581年に、大学の法律顧問、1581年に、法学提要の正教授、1582年に、同時に、マールブルクの宮廷裁判所

63) Ib., S.90.

64) Ib., S.91.

65) Ib., S.91. Copius は、哲学部のギリシア語学科の教授であった。S.307f.

の陪席判事。1583/84年に、法学部長。1591年には、第1位の教授となった。3回学長をして、副理事長、1609年に、副学長、1611年に、宗務局の試補、1625年にも、学長をして、ラント議会の大学代表にもなった。1631年に、皇帝の顧問官、ライヒの貴族となった。1634年に、マールブルクで亡くなった。Justus Vultejus (14) の息子、Wigand Happel (124) の義理の息子、Christoph Deichmann (141) の義理の父であった⁶⁶⁾。

1591年から94年は、Philipp Matthaeus (139)、1594年から1603年の間は、Johannes Goeddaeus I (126)、1603年から1605年の間は、Gothofredus Antonii (140) であった⁶⁷⁾。

(i) マタエウス (153 Antonius Matthaeus, 1564.12.27-1637.5.28)

マールブルク大学での講義は、1606年から1624年である。彼は、1564年に、Frankenberg で生まれた。1593年までマールブルク大学で私講師。1594年に、法学博士、1594年に、Herborn のバンデクテンの教授、1599/1600年、1605/06年に、学長もした。1605年に、マールブルク大学に招聘された。1606年に、法学提要の教授、カッセルのラント議会の代表にもなった。1621年、1624年に、学長。1625年に、ゲッチンゲン大学の正教授。1637年に、ゲッチンゲンで亡くなった。Konrad Matthaeus (547) の息子、Johannes Matthaeus (Beil. III) の父である⁶⁸⁾。

(j) トウルスナー (154 Gregorius Tülsner, 1600.3.12-1672.3.24)

マールブルク大学での講義は、1640年から1650年である。彼は、1600年に、ライプチヒで生まれた。1620年に、バカロレアを取得、1622年に、ライプチヒ大学で学士、1627年に、家庭教師となった。1631年に、マールブルク大学で得業士、1632年に、マールブルクでGeorg 公の顧問、1634年に、ギーセン大学の法学博士、1640年に、マールブルク大学で、法学提要の教授、大学の法律顧問となった。ギーセンのラント議会で大学代表となった。1644年に、ライヒの

66) Ib., S.91f.

67) Ib., S.92.

68) Ib., S.92

貴族、1650年に、ギーセン大学の正教授、1651年と1662年に、学長。1672年に、ギーセンで亡くなった⁶⁹⁾。

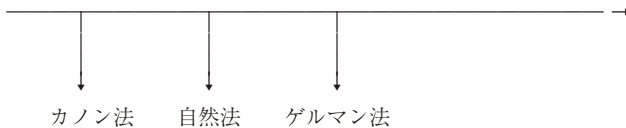
(4) カノン法の教授

第1期には、カノン法に固有の教授は、ほとんどいなかったから、以下のネーセンだけが記録されている。ネーセン (142 Anton Nesen 1582-1640) は、1627年から30年に、パンデクテンの教授となり (前述(2)(h))、1630年に、カノン法に転じたのである。法学部では、カノン法は、ローマ法との関連で講じられるのみであった。

第2期において、カノン法は、第2位の講座となっていることから、第3位のパンデクテン講座から昇進するのは、ネーセンの場合と同様の位置づけとなる。つまり、①勅法集、②カノン法、③パンデクテン、④法学提要の順である⁷⁰⁾。第2期には、第1期になかったカノン法講座が増えて、法学部の講座は、3から4になったのである。

中世の法学部におけるローマ法の重要性からすると、カノン法が登場したことは、法の多様化の一部ともいえる。内容的には、ローマ法に対する唯一の批判理論となった。神以外に、ローマ法を批判できるものはなかったのである。ただし、時代が下るに従い、自然法やゲルマン法といった批判理論が登場した。

ローマ法の批判理論の生成



第1期の講座、1527年から1650年の3つの講座

(a) 勅法集の講座、121 Brechter 1538-1540, 122 Oldendorp 1540-1567, 123 Schürer 1550-1552, 124 Happel 1556-1572, 125 Forster 1569-1580, 151 Sixtinus 1580-1591, 152 Vultejus 1591-1605, 126 Goeddaeus I, 127 Hunnius 1625-1630,

69) Ib., S.93.

70) Ib., S.93.

128 Breidenbach 1633-1640, 129 Walther 1640-1647, 130 Gerlach 1548-1554, 131 Jacob Lersner 1552-1579, 132 Aegidius Mommer 1557-1558, 133 Hermann Lersner 1564-1605, 134 Kitzel 1625-1627.

(b) パンデクテンの講座 (1527-1650)、135 Eisermann 1527-1558, 136 Turler 1560-1564, 137 Heistermann 1564-1568, 138 Vigelius 1568-1594, 139 Matthaeus 1594-1603, 126 Goeddaeus 1603-1605, 140 Antonii 1605, 141 Deichmann 1605-1621, (1621-1627空席), 142 Nesen 1627-1630, 128 Breidenbach 1630-1633, 143 Sinold 1633-1640, 144 Johannes Kornmann 1640-1650.

(c) 法学提要の講座 (1527-1650)、145 Clammer 1530-1532, 146 Rüdell 1532-1536, 147 Staud 1536-1546, 148 Johann Lersner, 149 Scheib 1550-1552, 150 Christoph Lersner 1553-1560, 151 Sixtinus 1568-1580, 532 Copius 1580-1581, 152 Vultejus 1581-1591, 139 Matthaeus 1591-94, 153 Matthaeus 1606-1624, 128 Breidenbach 1625-1630, 144 Johannes Kornmann 1631-1640, 154 Tülsner 1640-1650.

(d) カノン法講座、(142) Anton Nesen 1630-1640.

2 第2期の教授 (1653年から1733年の4つの講座)

第2期には、4つの講座があり、その順位は、①勅法集、②カノン法、③パンデクテン、④法学提要と定まっている。第1期のような担当者の重複や混乱は、ほとんどない⁷¹⁾。1講座1人制がもっとも確立した時代である。こうした

71) 後掲のグラフI参照。勅法集の講座は、第1期と同じく法学部の第1講座である。

大学の新たな講座が哲学部からしだいに分化していったように、法学部の講座もローマ法からしだいに分化していったことから、中世の学問体系の特徴がうかがえよう。すなわち、まったくの刷新という手法を避けて、順次的な改良を志向することである。その中で自然法は、哲学部の自然哲学(たとえば、数学)との関連で生成した点の特徴である。ローマ法の改良というよりも、自然科学をモデルとしていたからである。哲学部由来の、他の国法学の分野でも(経済学、統計学、社会学など)、純粋な解釈学にとどまることが少ないのは、こうした自然哲学との関係によるものである。現在でも、法の分野には、解釈のみを志向するものと、そうでないものがある。こうした相違は、中世の末の時代にまで遡るのである。

厳格な講座制は、18世紀の初めごろから、まったく新しい科目である自然法講座がおかれたり、時代にそくした新たな科目が誕生し重要性を獲得するまで続いた。

新たにおかれたカノン法講座が第2位となったのは、第1期において、第1位の勅法集とともに教えられていたものが（あるいは神学部で教えられていたものも含む）、分離・独立したのではないかと思われる。カトリック諸国では、カノン法はローマ法の解釈の一部にすぎないが、プロテスタント諸国においては、カノン法は、国法としての性格を有するからである（帝国教会制とラント教会制については、独法106号1頁以下参照）。

カノン法講座の登場が、ローマ法よりも遅いことは、それだけではローマ法が旧法であり、カノン法が新法であることを意味し、それに対応している（イタリアでの状況）。この新旧関係は、中世法の条例理論においては、古い法が優越することから、ローマ法の優越説に有利である（イタリアの注釈学派）。

しかし、法の継受の行われたドイツでは、カノン法が、教会の組織の中でローマ法よりも早くに継受された古い法（lex prior）であるとする見解の下では、14～15世紀に継受されたローマ法も、13世紀には、カノン法を包含した両法の体系の下にあったから、形式的な講座の独立は、継受の順序を示すものではない（カノン法優越説）。後述の(171)パーゲンステッチャーの見解であり（後述5(a)、トマジウス（Christian Thomasius, 1655.1.1-1728.9.23）も、歴史的な理由づけからカノン法優越説に拠っている。

(1) 勅法集（Codicis）の講座、第1位の講座（1653-1731年）

勅法集の1653年から1656年の間の担当者は、Johannes Breidenbach（128）であった（前述1(1)(h)参照）。

(a) グラーフ（159 Erich Graff, 1607.4.10-）

マールブルク大学での講義は、1660年から1683年である。彼は、1607年に、マールブルクで生まれた。枢密顧問官、Dörnberg男爵のJohann Casparの家庭教師となった。1632年に、フルダの官房の試補、1634年に、ギーセン大学の法学博士、同年、マールブルク（カッセル）大学で、パンデクテンの教授となった。2回学長をした。1653年に、第3位の教授（第2期には、カノン法が第2

位となったので、パンデクテン講座は第3位となる)。大学顧問やカッセルのラント議会の大学代表となった。1655年に、マールブルク大学の第2位(カノン法)の教授、1660年に、第1位(Codicis)の教授となった。1672年に、大学の副理事長、1655年と1674年に、学長、1681年からは、失明したようである。教授職は続け、1683年に、マールブルクで亡くなった⁷²⁾。

(b) テスマー (160 Johannes Tesmar, 1643.7.23-1693.9.23)

マールブルク大学での講義は、1684年から1693年である。彼は、1643年に、ブレーメンで生まれた。オルレアン大学の法学博士、1667年に、Burgsteinfurtのギムナジウムの法学教授、多くの政治的な職を経て、1674年に、マールブルク大学で、法学提要の正教授、1683年に、カノン法で第2位の教授、1684年に、Codicisの第1位の教授となった。カッセルのラント議会で大学代表。1680年と1683年に、法学部長に、1684年に、学長となった。1693年に、亡くなった⁷³⁾。

1693年から1704年は、空席であった⁷⁴⁾。

(c) ゲダエウス (161 Johannes Goeddaeus II, 1651.12.13-1719.4.29)

マールブルク大学での講義は、1704年から1719年である。彼は、1651年に、カッセルで生まれた。1678年に、マールブルク大学で法学博士。1682年に、マールブルク大学の員外教授。1683年から84年、法学提要の教授、1684年から92年は、パンデクテンの教授、1692年に、カノン法の教授となり、1704年に、Codicisの第1位の教授となった。1691年から、宮廷裁判所判事。ラント議会の代表を5回、法学部長を9回、学長を3回している。1719年に、マールブルクで亡くなった。Johannes Goeddaeus I (164)の甥、Johann Hartmann

72) Gundlach, S.95. 1624年に、マールブルクがヘッセン・ダルムシュタットに併合された時には、ルター派となり、ルター派のギーゼン大学と合併された(この時代の教授は、法的にはギーゼン大学教授となる)。マールブルク大学の一部はカッセルに分かれて、それは必ずしも本体とは連続していない。

73) Ib., S.96.

74) ほかに事実上の空席の場合はあったが、正式な空席との相違は必ずしも明確ではない。

Kornmann (164) の義理の息子、Johann Friedrich Hombergk zu Vach (170) の義理の父、Cornelius v.d.Verde (169) の義理の父である⁷⁵⁾。

(d) ツァウンシュリッファー (162 Otto Philipp Zaunschliffer, 1653.3.9-1729.3.2)

マールブルク大学での講義は、1719年から1729年である。彼は、ハーナウで生まれ、ハイデルベルク大学で、学士となった。1678年に、ハーナウで弁護士となり、同時に、私学で法律を教えた。1682年に、マールブルク大学で、弁論術と歴史の教授となった。1683年に、法学部の員外教授、1684年に、法学提要の第4位の教授、その後は、もう哲学部では教えなかった。1686年に、ハイデルベルク大学の法学博士。1692年に、パンデクテンの教授、1704年に、カノン法で第2位の教授、1719年に、Codicisの教授となった。ラント議会の大学代表、法学部長を11回、学長を2回した。1721年に、大学の法律顧問、1729年に、マールブルクで亡くなった。Heinrich Duysing (35) の義理の息子、Heinrich Philipp Zaunschliffer (172) の父、Siegmond Kirchenmeier (43) の義理の父、Johann Christian van Hamm (792) の祖父である⁷⁶⁾。

(2) カノン法の教授、第2位の講座 (1653-1731)

以下に登場する教授は、第1位の教授にならなかった者である。第1位の教授は、すでに述べたからである。166 Prick は、哲学部の教授から法学部に転向している。167 Kleinschmidtも哲学部から法学部に転じた。

1653年から56年の間は、前述の Johannes Kornmann (144)、1655年から60年の間は、Erich Graff (159) であった⁷⁷⁾。勅法集の講座に転じた。

(a) クラインシュミット (163 Johannes Kleinschmidt, 1607.4.5-)

マールブルク大学での講義は、1660年から1663年である。彼は、1607年に、マールブルクで生まれた。1633年に、バーゼル大学で法学博士。フルダの官房に勤めた。1637年に、カッセルの大学で、法学提要の教授、学長もした。1651

75) Gundlach, S.96.

76) Ib., S.97.

77) Ib., S.98. 前述した ((1)x(a)参照)。

年に、マールブルクで宮廷裁判所の判事、1653年に、マールブルク大学で法学提要の教授、1654年から60年は、パンデクテンの教授、1660年から63年は、カノン法の教授、1640年と54年に、カッセルのラント議会で大学代表、1662年に、法学部長をした。1663年に、亡くなった。Heinrich Kleinschmidt (167) の父である⁷⁸⁾。

(b) コルンマン (164 Johann Hartmann Kornmann, 1624-1673.10.14)

マールブルク大学での講義は、1663年から1673年である。彼は、1624年に、マールブルクで生まれた。1647年から、マールブルク大学で、法学を教えた。1653年に、倫理学と政治学を教え、1653年に、法学博士。1657年に、法学提要の教授、1660年に、パンデクテンの教授、1663年に、カノン法の教授となった。1662年に、学長。法学部長を3回し、ラント議会で大学代表を6回し、1668年に、ヘッセンの顧問官となった。1673年に、亡くなった。Johannes Kornmann (144) の息子、Johs.Goeddaeus (161) の義理の父である⁷⁹⁾。

(c) デクスバッハ (165 Johann Helfrich Dexbach, 1629.12.11-1682.12.15)

マールブルク大学での講義は、1673年から82年である。1629年に、カッセルで生まれ、1659年に、マールブルク大学の法学部で、員外教授。1660年に、Institutionの教授、同年、法学博士、1663年に、パンデクテンの教授、1665年に、大学の法律顧問（前任のKleinschmidtの下で、その健康状態がすぐれないことから、この職が予定されていた）、6回、学部長をし、1666年に学長、1676年に、副学長、ラント議会の大学代表を6回している。1672年に、ヘッセンの顧問官。1673年に、カノン法の教授となった。1682年に、亡くなった⁸⁰⁾。

1683年から84年の間は、Johannes Tesmar (160) であった。

(d) プリック (166 Nicolaus Prick, 1630.9.15-1692.10.4)

マールブルク大学での講義は、1684年から1692年である。彼は、1630年に、アーヘンで生まれた。最初、神学、医学を学び、その後、法学を学んだ。1656年に、カッセルで貴族の子弟に教えた。1659年に、ヘッセン・カッセルの王子

78) Ib., S.98.

79) Ib., S.98.

80) Ib., S.98.

に仕え、1665年には公国顧問、1668年に、マールブルク大学で、政治学の教授、1670年には、倫理学教授(哲学部)、1669年に、キール大学の法学博士。哲学教授と同時に、1672年に、法学部の員外教授となった(パンデクテンと法学提要)。1681年に、法学提要の正教授となった。1682年まで、哲学教授の地位を保持した。1682年に、パンデクテンの教授、1684年に、カノン法の教授、哲学部の学部長を4回した。法学部長も3回し、学長も3回した。1692年に、マールブルクで亡くなった⁸¹⁾。

1692年から1704年の間は、Johannes Goeddaeus II (161)、1704年から1719年の間は、Otto Philipp Zaunschliffer (162)であった。

(e) クラインシュミット (167 Johann Henrich Kleinschmidt, 1652.9.1-1732.12.30)

マールブルク大学での講義は、1719年から1732年である。彼は、1652年に、マールブルクで生まれた。1680年に、マールブルク大学で法学の学士となり、1683年に、員外教授、同時に、1684年に、哲学の教授、1685年に、法学博士、1687年、1691年に、哲学部の学部長。1692年に、第4位の法学提要の教授となった。1704年に、第3位のパンデクテンの教授、1719年に、カノン法の教授。法学部長を10回、学長を3回した。1732年に、マールブルクで亡くなった。Johannes Kleinschmidt (163)の息子、Nic.Wilh.Kleinschmidt (Beil.II)の父である⁸²⁾。

(3) パンデクテンの第3講座(1653-1731年)

パンデクテン講座の担当者でも、のちに第2講座や第1講座に昇進した者については、すでに前述した。年代ごとに、以下のようになっている⁸³⁾。

1653-1654 Erich Graff (159)

1654-1660 Johannes Kleinschmidt (163)

1660-1663 Johann Hartmann Kornmann (164)

81) Ib., S.99.

82) Ib., S.99.

83) Ib., S.100.

1663-1673 Johann Helfrich Dexbach (165)

(a) ホルターマン (168 Arnold Moritz Holtermann, 1627-1681.4.28)

マールブルク大学での講義は、1674年から1681年である。彼は、1627年に、Tecklenburg で生まれた。1651年に、バーゼル大学の法学博士、1653年に、Burgsteinfurt のギムナジウムの教授、1658年には、イギリスに旅行した。1661年に、マールブルク大学で、歴史の教授、同時に、法学の員外教授。1662年に、正教授となった。1663年に、法学提要の第4位の教授、哲学部の講義はやめた。1666年に、ヘッセンの顧問官。1674年に、パンデクテンの第3位の教授、1670年に、法学部長、同年と、1680年に、学長。1675年に、カッセルのラント議会の大学代表。1681年に、マールブルク大学で亡くなった⁸⁴⁾。

次の時期は、以下のとおりであった。

1682-1684 Nicloaus Prick (166)

1684-1692 Johannes Goeddaeus (161)

1692-1704 Otto Philipp Zaunschliffer (162)

1704-1719 Henrich Kleinschmidt (167)⁸⁵⁾

(b) フェルデ (Cornelius van den Velde, 1670.9.17-1731.9.19)

マールブルク大学での講義は、1719年から1731年である。彼は、1670年に、ハーナウで生まれた。シュトラスブルク大学の学士、1698年に、マールブルク大学で、法学の員外教授。1701年に、法学提要の第4位の教授、1706年に、マールブルク大学の法学博士、法学部長を5回、学長を2回した。1719年ごろから、パンデクテン講座の教授。1731年に、マールブルクで亡くなった。Johannes Goeddaeus (161) の義理の息子、Jacob vanden Velde (322) の兄弟である⁸⁶⁾。

(4) 法学提要の第4位の教授 (1653-1733年)

(a) 法学提要の担当者についても、第1位から第3位の講座の担当者は、

84) Ib., S.100.

85) Ib., S.100.

86) Ib., S.100.

前述している⁸⁷⁾。担当は、年代ごとに、以下のようであった。

1653-1654 Johannes Kleinschmidt (163)

1657-1660 Johann Hartmann Kornmann (164)

1660-1663 Johann Helfrich Dexbach (165)

1663-1674 Arnold Moritz Holtermann (168)

1674-1682 Johannes Tesmar (160)

1682 Nicolaus Prick (1672-1681 員外教授) (166)

1683-1684 Johannes Goeddaeus (161)

1685-1692 Otto Philipp Zaunschliffer (162)

1692-1704 Henrich Kleinschmidt (167)

1701-1719 Cornelius van den Velde (169)

(b) ホムベルク (170 Johann Friedrich Hombergk zu Vach, 1673.4.15-1748.2.20)

マールブルク大学での講義は、1719年から1733年である。彼は、1673年に、マールブルクで生まれた。1703年に、マールブルク大学の法学部の員外教授。1708年に、第5位の正教授 (fünfter persönl.Ordinarius、公式の講座は4つしかないから、一代教授ということである)。1709年に、マールブルク大学の法学博士。1719年に、第4位の教授、1720年に、学長、副学長を3回した。法学部長も5回した。

大学の第3期である1733年に、第3位の教授。1742年に、副理事長。1742年に、第1位の教授。ラント議会の大学代表を5回勤めた。1743年以降失明した。失明する法学者には、フランス民法の起草者 Portaris、ドイツ民法の起草者 Planck などもある。1748年に、マールブルクで亡くなった。Johannes Goeddaeus (161) の義理の息子、Aemilius Ludwig Hombergk zu Vach (181) の父である⁸⁸⁾。

(5) 員外教授 (Ausserordentliche Professoren) と一代教授 (persönl.Ordinarii)

87) Ib., S.101.

88) Ib., S.101.

員外教授は、定まった講座の正教授以外の教授であり、通常、正教授以下の待遇をうけた。一代教授は、個人的に定められた教授職にあてられた者である。正教授と同じ待遇であるが、その講座が、他の者に継承されることはない⁸⁹⁾。一般の講座は、あたかも相撲の親方株のようなものであり、個人に関係なく承継されるが、一代教授は一代親方と同じく属人的な資格であって、承継されることはない。今日的には寄附講座といったところであろう。

(a) パーゲンステッヒャー (171 Johann Friedrich Wilhelm Pagenstecher, 1686.7.25-1746.11.3)

マールブルク大学での講義は、1706年から1708年である。彼は、1686年に、Steinfurt で生まれた。Gröningen で、学士となり、1706年に、その教授となった。1707年に、マールブルク大学の員外教授。1708年に、Burgsternfurt 大学で、歴史の正教授となった。1720年に、Burgsteinfurt の顧問官、1721年に、Harderwyckの教授、その学長を4回して、同地で1746年に、亡くなった。Andreas Wilhelm Pagenstecher (234) の伯父である⁹⁰⁾。

89) Ib., S.102.

90) Ib., S.102. J.F.W.Pagenstecherは、教会法では、ローマ法に対するカノン法優越説で著名である。これについて、「私法におけるカノン法の適用」商論56巻3号75頁、【利息制限法】48頁にも再録。トマジウスの見解でもある。A.W.Pagenstecherについては、Ib., S.143.

民訴法学者のパーゲンステッヒャー (Maximilian Pagenstecher, 1874.6.30-1957.7.12) との関係は明確ではない。民訴法のパーゲンステッヒャーは、1874年に、Wiesbaden で生まれた。1893年から、フライブルク (ブライスガウ)、マールブルクの両大学で法律学を学び、1898年に、イエナ大学で学位をえた。Hochheim, Wiesbaden, Köln で研修をして、1905年に、ヴェルツブルク大学でハビリタチオンを取得し (Zur Lehre von der materiellen Rechtskraft, 1905。師は、Ernst Jaegerであった)、1909年に、ローザンヌ大学で員外教授となった。1910年に、同大学で正教授、のちに、ハレ大学、フランクフルト (マイン) 大学で教授、1927年に、ハンブルク大学教授、1939年に定年となった。1957年に、Königsstein (Taunus) で亡くなった。専門は、民訴法、破産法、国際私法である。

1920年に、ローゼンベルクなど (Leo Rosenberg, Wilhelm Kisch, Albrecht

その甥の(234) A.W.Pagenstecher (ca.1724-1752) は、1724年に、ハムで生まれ、1745年に、Duisburg大学で法学博士。1748年に、マールブルク大学の員外教授。1750年まで講義をもった。同年、Wittgensteinで政府顧問官。1752年に、同地で亡くなった。

(b) ツァウンシュリッファー (172 Heinrich Philipp Zaunschliffer, ?-1761.5.14)

マールブルク大学での講義は、1719年から21年である。彼は、ハーナウで、法律と政治の学士となり、1715年に、マールブルク大学の法律顧問、哲学部の教授となった。1719年に、同時に、員外の正教授(ホムベルクが先例である)となった。哲学部の教授として、法の歴史と自然法の歴史、封建法の歴史、カノン法などを教えた。1721年に、Duisburg大学の法学の教授として招聘された。1728年に、Büchertal の役人、1736年に、政府顧問官となった。1761年にハーナウで亡くなった。Otto Philipp Zaunschliffer (162) の息子である⁹¹⁾。

第2期の講座、1653年から1733年の4つの講座(Gundlach, S.95ff)

(a) 勅法集の第1講座、(128) Breidenbach 1653-1656, (1656-1660空席), 159 Graff 1660-1683, 160 Tesmar 1684-1693, 161 Goeddaeus II 1704-1719, 162 Zaunschliffer 1719-1729.

(b) カノン法の第2講座(1653-1732)、144 Johannes Kornmann 1653-1660, 159 Erich Graff 1655-1660, 163 Kleinschmidt 1660-1663, 164 Johann

Mendelssohn Bartholdy) とともに、ドイツ民訴法学者協会を創設した。雑誌(Rheinische Zeitschrift für Zivil- und Prozessrecht des In- und Auslandes, Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht) の編者をした。

Über die Eventualaufrechnung im Prozess, 1922; Prozessprobleme, 1930; Vorträge über Konkursrecht, 1932; Sittenwidrige Lieferungsbedingungen, 1943/1944 などの著作がある。なお、ラーレンツの妻の実家が、Pagenstecherである。

Vgl.Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich 2003, 447f.; Max Pagenstecher, (in) Juristen an der Universität Frankfurt am Main 1989, 57 (Wolf, Manfred); DBE 7 (1998), S.549.顕彰記事がある。Würdigung NJW 1949, 499 (Lewald, Walter); Würdigung NJW 1954, 990 (Lewald). 追悼記事もある。Würdigung NJW 1957, 1226 (Lewald); RabelZ 22 (1957), 493.

91) Gundlach, S.101.

Hartmann Kornmann 1663-1673, 165 Dexbach 1673-1682, 160 Tesmar 1683-1684, 166 Prick 1684-1692, 161 Goeddaeus II 1692-1704, 167 Kleinschmidt 1719-1732.

(c) パンデクテンの第3講座(1653-1731)、159 Graff 1653-1654, 163 Kleinschmidt 1654-1660, 164 Johann Hartmann Kornmann 1660-1663, 165 Dexbach 1663-1673, 168 Holtermann 1674-1681, 166 Prick 1682-1684, 161 Goeddaeus 1684-1692, 162 Zaunschliffer 1692-1704, 167 Kleinschmidt 1704-1719, 169 Velde 1719-1731.

(d) 法学提要の第4講座(1653-1733)、163 Kleinschmidt 1653-1654, 164 Johannes Hartmann Kornmann 1657-1660, 165 Dexbach 1660-1663, 168 Holtermann 1663-1674, 160 Tesmar 1674-1682, 166 Prick (1672-1681 ao.Prof.) 1682, 161 Goeddaeus 1683-1684, 162 Zaunschliffer 1685-1692, 167 Kleinschmidt 1692-1704, 169 Verlde 1701-1719, 170 Hombergk 1719-1733.

Ⅳ 新講座の位置づけ(国法学、カトリック教会法、ルター派)

(1) マールブルク大学で特徴的なことは、国法学が、かなり遅くまで哲学部におかれていたことである。政治学もこれに準じる。この場合の国法学は、たんに公法というよりも、経済や財政、官房学、社会政策、技術論、統計学など多様な科目を包含している。こうした新しい科目は、ベルリン大学など新しい大学では、当初から法学部におかれた。そこで、マールブルク大学でいう「国法」学は、法学部で伝統的に講じられている「国法」の講座とはやや異なり、国法の周辺に位置する諸学の意味である。周辺に位置していることから、哲学部におかれ、また哲学部からみれば、法律的な「国法」に近いことから、こう命名されているのである。

また、教会史も哲学部におかれていた。さらに、プロテスタントの大学であることから、カトリックの教会法がとくに別立てで哲学部におかれていたことが、特徴である。

国法学の教授には、法学部の教授よりも多彩な経歴の持主が多い。その専攻

も、法律学だけではなく、経済学、官房学が含まれ、自然科学の場合も多い。また、政治的な活動をすることも多い。政府と衝突して、刑罰をうけることもみられる。古い時代の法学部の学者には、オーソドックスな経歴で御用学者であることが多いが、国法学者には、多彩な経歴の者が多い。

(2) 自然法で著名な法哲学者の C. ヴォルフも哲学部に属した (647 Christian Wolff, 1679.1.24-1754.4.9)。マールブルク大学に属したのは、1724年から1740年である。当時はまだ国法学の講座もなかったから、属したのは哲学部であり、その中でも哲学科ではなく数学科であった。現在では、自然法学者として知られる。著名なことから、本稿では、あまり立ち入る必要はないであろう。

C.ヴォルフは、1679年にプレスラウで生まれ、1703年にライプチヒで学士となり、1704年に、ライプチヒ大学で教授資格をえた。1706年に、ハレ大学で数学の正教授となった。1709年から、形而上学、論理、倫理をも教えた。従来ラテン語によっていた講義をドイツ語に改め、著作もドイツ語で行った。そこで、ドイツ語の哲学用語の確立にも貢献があった。1715年に、プロイセンの宮廷顧問官。1723年に、無神論の疑いから、プロイセンの国王 (フリードリヒ・ウィルヘルム1世・兵隊王、1713年から位) から追放された。当時、無神論は、まだ大学を追放されるほどの事件となった。1799年でも、フィヒテは、無神論者として、イエナ大学を追放されている (無神論論争、Atheismusstreit)。

1723年、マールブルク大学の哲学部の第1位の教授、宮廷顧問官、副学長となった。1733年に、ヘッセンの政府顧問官。1740年に、ハレに復帰して、ハレ大学の副理事長、自然法と数学の教授である。1743年に、ハレ大学の理事長。1745年に、ライヒの男爵となった。17年間滞在したマールブルクでは、数学、実験物理学、道徳哲学を教え、1731年から1740年には、論理、形而上学を教え、1733年から1740年には政治学を、1732年から1740年には、グロチウスの戦争と平和の法を教えた。1740年に、啓蒙専制君主のフリードリヒ2世 (大王、1786年まで位) が国王になったことから、ハレ大学に戻ったのである。1754年に、ハレで亡くなった⁹²⁾。

92) Gundlach, S.370.

1 国法学の位置づけ

(1)(a) 国法学が哲学部におかれていたことから、法学部の名簿だけをみたのでは、著名な教授もしばしば発見しえない。上記の C. ヴォルフだけではなく、日本のお雇い外国人となり、著名な国法学者でもあるラートゲンも、席をおいたのは哲学部であった。彼は、ハイデルベルク大学では、M.ウェーバー (Max Weber, 1864.4.21-1920.6.14) の後任となったことで知られる。なお、ウェーバー自身は、ベルリン大学で、商法学者のゴルトシュミットの弟子であり、その代講もしている (1895年に、フライブルク大学の経済学教授、1896年に、ハイデルベルク大学教授。【法学上の発見】128頁)。

(b) ラートゲン (817 Karl Friedrich Theodor Rathgen, 1856.12.19-1921.11.6)

マールブルク大学で講義をもったのは、1893年から1900年の間である。彼は、1856年に、ワイマールで生まれ、シュトラスブルク、ライプツヒ、ハレ、ベルリンの各大学で学び、1880年に、シュトラスブルク大学で博士 (Dr.rer.pol. 政治学博士) となった。1882年から1890年の間、日本のお雇い外国人となり、東京で帝国大学ほかで教えた。彼は、のちに就職したハイデルベルク大学では経済学者であったが、独逸学協会学校では行政学を教えた。日本のほか、中国と韓国にも研究旅行をした。1890年に帰国。

帰国後、1892年に、ベルリン大学で国民経済学のハビリタチオンを取得した。1892年に、マールブルク大学の講師。1893年に、国法学の員外教授となった (新設の員外教授職)。1895年に、正教授となった。1900年に、新設の国法学のゼミナールの所長。同年、ハイデルベルク大学で、新設の2番目の国民経済学と財政学の教授、病身の M. ウェーバー (Max Weber, 1864-1920) の代講もした。1907年から、ハンブルクの植民地研究所の正教授、1913年に、ニューヨークのコロンビア大学との交換教授。1914年に、西インドと中央アメリカに旅行をした。1919年に、新設のハンブルク大学の第1代学長となった。1921年に、亡くなった⁹³⁾。

93) Gundlach, S.442. ラートゲンについては、お雇い外国人に関する別稿をも参照 (独

のちに、ハンブルク大学は、ショー (Magdalene Schoch, 1897.2.15-1987) に、ドイツで最初の女性私講師の地位を与えた。新しい大学であったことの柔軟性であろう。彼女の師は、ユダヤ系法学者の Albrecht Mendelsohn Bartholdy であった (ヴェルツブルク大学、【法学上の発見】 351 頁参照)。ショーは、ヴェルツブルク大学で学位をえて (Die Zwangsliquidation feindlicher Gesellschaften durch das englische Handelsamt, 1921)、師である Mendelsohn Bartholdy の移動にともない、ハンブルク大学に移動し、1932年に、ハビリタチオンを取得 (Klagbarkeit, Prozessanspruch und Beweis im Licht des internationales Rechts) したのである。ナチスが政権を獲得した 1933 年に、Mendelsohn Bartholdy は解雇され、彼女も、1937年にアメリカに亡命した。

(2) 哲学部に、国法学の正規の講座 (der ordentliche Lehrstuhl) が置かれたのは、1786年の冬学期であり、国法学のSeminar (たんなるゼミではなく、Institutの前段階の意味である) が置かれたのは、1900年からである。名称とは異なり、公法のみを対象とするのではなく、社会学、官房学、経済関係の講座が包含される。哲学部は、その中から理工系の諸講座 (自然哲学) が生まれたように、新たな領域に寛容であり、新領域の学問は哲学部におかれたのである。もっとも、新しい大学であるベルリン大学やボン大学では、経済関係の講座は、初めから法学部におかれた。いずれの場合でも、法律学と経済学の間には、密接な関係があった。

(a) 最初の国法学の講義は、ユングによるものである (809 Johann

法103号52頁)。

今日では法学者として著名な者が、しばしば哲学部に所属している例は、他の大学にもあり、たとえば、ゲッチンゲン大学におけるグリム兄弟である。グリム兄弟は、法学者でもあるが、ゲッチンゲン大学における所属は哲学部で、ドイツ語学の担当である。72 Jacob Grimm (1785.1.4-1863.9.20) は、1829年から1837年、79 Wilhelm Grimm (1786.2.24-1859.12.16) は、1835年から1837年、いずれも哲学部のドイツ語担当。Ebel, Catalogus professorum Gottingensium 1734-1962, 1962, S.107.なお、Wilhelm は、その前の 1831 年から35年に員外教授である。Ebel, S.123. 彼らについては、ゲッチンゲン大学の関する別稿による。

Heinrich Jung, 1740.9.12-1817.4.2)。マールブルク大学での講義は、1787年から1803年であった。彼は、Nassau-Siegen で、1740年に生まれた。1772年に、シュトラスブルクで医学博士となった。1772年から、Elberfeld で、眼科医をした。1778年に、マンハイムの学校で、農業、技術などの教師をした。ファルツ選帝侯の宮廷顧問官。1786年に、ハイデルベルク大学の哲学博士。1787年に、マールブルク大学の経済、官房学、財政学の正教授となった。1789年に、国法学のInstitut を創設した。対象には、国法学、森林学、農学、技術、工場学、商業学、警察学、財政学など多様な対象が含まれていた。1792年に、副学長。1803年に職を辞し、1803年から、ハイデルベルクに住み、敬虔主義的な生活をした。1805年に、バーデン大公国の枢密顧問官。1817年に、カールスルーエで亡くなった。ドイツで最初の村落史(Dorfgeschichte) を著した。彼の三番目の妻は、コーイング (52) の娘であった⁹⁴⁾。

(b) 1797年から1821年は、ウルマン (831 Johann Christoph Ullmann) が担当した。鉱物学と地質学の教授である。(e) の Hessel も同様である。

(c) 1804年から1824年の講義は、メレーム (810 Blasius Merrem, 1761.2.21-1824.2.23) が担当した。彼は、1761年に、ブレーメンで生まれた。1781年に、ゲッチェンゲン大学で哲学博士。1781年に、動物学、農業、純粋数学で私講師。1784年に、Duisburg大学の数学と物理の教授。1794年に、官房学の講義ももった。1804年に、マールブルク大学の経済学、官房学、財政学の教師。1804年に、国法学のInstitutのメンバーとなった。植物学の教授ともなった。1807年から、国法学と自然史の正教授。1819年に、動物学Institutの所長。1822年に、哲学部長。1824年に、マールブルクで亡くなった。Daniel von Cölln (89) の伯父である⁹⁵⁾。

(d) リップス (811 Michael Alexander Lips, 1779.9.29-)

マールブルク大学での講義は、1821年から1833年である。彼は、1779年に、エルランゲン近郊のFrauenaurachで生まれた。1809年に、エルランゲン大学

94) Gundlach, S.436f.

95) Ib., S.438.

の哲学の員外教授。1821年に、マールブルク大学の国法学、国民経済学の正教授。1833年に、政治的な理由から、年金をえて、職を辞した。1838年に、エルランゲン近郊で亡くなった⁹⁶⁾。

(e) 1821年から1827年には、Friedrich Hessel (832) が、1827年から1846年には、法学部の Karl Vollgraff (204) が講義をもった⁹⁷⁾。

(f) ヒルデブランド (812 Bruno Hildebrand, 1812.3.6-1878.1.28)

マールブルク大学での講義は、1841年から1851年である。彼は、1812年に、Naumburgで生まれた。1836年に、ブレスラウ大学で、哲学博士となり私講師となった。1839年に、員外教授。1841年に、マールブルク大学の国法学の正教授。1845年に、副学長。1847年に、政府の決定により職を停止された(1848年まで)。禁止された雑誌を準備したことと、君主侮辱の件で捜索をうけ、第2点では無罪であったが、第1点で20ターラーの罰金刑をうけた。罰金刑は恩赦をうけた。1848年に、フランクフルト国民議会の議員。1849/50年に、クールヘッセンのラント議会議員。1851年に、哲学部長。1851年に、チューリヒ大学教授、1856年に、ベルン大学教授、1861年に、イエナ大学教授となった。イエナとヴィッテンベルク間の鉄道の建設者でもある。政府顧問官。1878年に、イエナで亡くなった⁹⁸⁾。

(g) イルゼ (813 Leopold Friedrich Ilse, 1814.7.25-1891.4.29)

マールブルク大学での講義は、1850年から1868年である。彼は、1814年に、Barenbergeで生まれた。1841年から、ベルリン大学で私講師。1844年に、ギーセン大学の哲学博士。1850年に、マールブルク大学の、国法学の正教授となった。1852年に、ヘッセンのラント議会の第2院の議員。最初は政府支持者であったが、後に反対派となり、1866年からビスマルクの反対派となった。1868年、ケーニヒスベルク大学教授。1880年に、停職。1882年に、懲戒により免職となった。1891年に、カッセルで亡くなった⁹⁹⁾。

96) Ib., S.438f.

97) Ib., S.439.

98) Ib., S.440.

99) Ib., S.440.

(h) 1863年から1868年は、法学部の Wilhelm Arnold (211) が担当した¹⁰⁰⁾。

(i) デイエツェル (814 Carl Dietzel, 1829.1.7-1884.8.3)

マールブルク大学での講義は、1867年から1884年である。彼は、1829年に、ハーナウで生まれた。1853年に、ハイデルベルク大学の哲学博士、1855年に、国法学で、ハビリタチオンを取得。1859年から1861年の間、ボン大学で私講師をした。1861年に、ハイデルベルク大学で私講師。1863年に、そこで、員外教授となった。1867年に、マールブルク大学で国法学の正教授。1868年に、プロイセン下院議員 (72年まで)。1869年と70年 (ともに夏学期)、ベルリンの営業アカデミーで講義をもった。1867年から1881年まで、講義を負担せず (この間は事実上代講か)、1882年に、文化大臣から譴責をうけた。1883年に、「健康回復」のための休暇をえた。1884年に、フランクフルト (マイン) で亡くなった¹⁰¹⁾。

(j) グラゼール (815 Johann Carl Glaser, 1814.4.9-1894.7.31)

マールブルク大学での講義は、1868年から1894年である。彼は、1814年に、Neuenkirchenで生まれ、1844年に、ハレ大学の哲学博士。1844年に、ベルリン大学で、国法学のハビリタチオンを取得。1855年に、ケーニヒスベルク大学の国法学と官房学の正教授となった。1864年から69年、自分の雑誌を出した (Jahrbücher für Gesellschafts- und Staatswissenschaften)。1868年に、マールブルク大学の正教授 (国法学、行政法、政治学)。1894年に、Neuenhain の自分の土地で亡くなった。保守的な政治家であった¹⁰²⁾。

(k) パーシェ (816 Hermann Paasche, 1851.2.24-1925.4.上旬)

マールブルク大学での講義は、1884年から1895 (1897) である。1851年に、マグデブルク近郊の Burg で生まれた。営農家をした後、1875年に、ハレ大学で哲学博士となり、1877年に、ハレ大学でハビリタチオンを取得。1879年から、

100) Ib., S.440.

101) Ib., S.441.

102) Ib., S.441.

アーヘンの技術大学やロシュトック大学で国法学の教授となった。1884年に、マールブルク大学に勤め、1892年には、哲学部長、1892/93年には、アメリカへの研究旅行を許され、休暇をとり、その間、ラートゲン(817)が代講をした。1894年に、政府顧問官。1895年にも休暇をとり、シャーロットテンブルクの技術大学で講義をもった。1897年に、そこに移籍。1905年に、東アフリカに研究旅行。1881年から1893年の間は、ライヒ議会議員。1893年から1908年の間は、プロイセン下院議員。1903年には、ライヒ議会の副議長の人となった。1907年と1912年にも、副議長となった。1925年4月に、北アメリカのデトロイトで、講演旅行中に亡くなった¹⁰³⁾。

(1) 上記のラートゲンは、1893年から1900年まで、マールブルク大学で講義を行った¹⁰⁴⁾。

(m) オルデンベルグ(818 Karl Friedrich Johannes Oldenberg, 1864.9.23-?)

マールブルク大学での講義は、1897年から1902年である。彼は、1864年に、ベルリンで生まれた。1888年から1897年に、Schmollerの助手となり、1888年に、ベルリン大学で哲学博士。1891年に、ベルリン大学で、ハビリタチオンを取得した。1897年に、マールブルク大学で員外教授、1902年に、グライフスヴァルト大学の正教授。1912/13年に、学長。1914年に、ゲッチンゲン大学教授、1916年に、政府顧問官となった¹⁰⁵⁾。

(n) シュメーレ(819 Josef Schmöle, 1865.4.8-1922.11.27)

マールブルク大学での講義は、1900年から1901年である。彼は、1865年に、フランクフルト(マイン)で生まれた。1889年に、ハレ大学の博士、同年、グライフスヴァルト大学で国民経済学でハビリタチオンを取得。1900年に、グライフスヴァルト大学の員外教授。同年、ラートゲンの後任として、マールブルク大学で講義をもった。1900/01年、国法学のゼミナールの所長。1903年に、グライフスヴァルト大学の員外教授。1904年に、ミュンスター大学の教授、

103) Ib., S.441f.

104) Ib., S.442. ラートゲンについては、前注93) 参照。

105) Ib., S.442f.

1906年に、正教授となった。1913年に、国民経済学と社会政策の正教授となった。1922年に、ミュンスターで亡くなった¹⁰⁶⁾。

(o) ハレ (820 Ernst Levy gen.von Halle, 1868.1.17-1909.6.28)

マールブルク大学での講義は、1901年から1902年である。彼は、1868年に、ハンブルクで生まれた。1892年に、ライプツヒ大学で哲学博士。1897年に、ベルリン大学で、国法学のハビリタチオンを取得。1899年に、国法学の員外教授。1901/02年に、マールブルク大学で講義を担当した。1905年に、海洋学博物館の理事、1807年に、ベルリンの技術大学の名誉教授を兼ねた。1908/09年に、北アメリカに研究旅行。1909年に、ベルリンで亡くなった¹⁰⁷⁾。

(p) トレルチ (821 Walter Friedrich Jurius Troeltsch, 1866.7.6-1933.2.23)

マールブルク大学では、1902年から講義をもった。彼は、ヴェルテンベルクの Mergelstetten で生まれた。父は、工場主であった。1887年から、ミュンヘン、チュービンゲンの各大学で、法律学、国法学を学んだ。1888年に第一次国家試験に合格。1890年に、チュービンゲン大学の国法学の博士。1891年に、そこでハビリタチオンを取得。1897年に、員外教授、1899年に、カールスルーエの技術大学で、国民経済学の正教授。1902年に、マールブルク大学の国法学の正教授となった。1910年に、学部長、1913年に、学長。1917年に、枢密顧問官。1918年に、市議員 (ドイツ民主党)¹⁰⁸⁾。以下の著作がある。

Die Calwer Zeughandlungskompagnie und ihre Arbeiter, 1897.

106) Ib., S.443.

107) Ib., S.443.

108) Ib., S.444. プロテスタント神学者で著名なトレルチ (Ernst Troeltsch, 1865.2.17-1923.2.1) とは別人である。神学者のトレルチは、1865年に、バイエルンの Haunstetten (現在はアウグスブルクの一部) で生まれ、ゲッチンゲン、エルランゲン、ベルリンの各大学で、神学を学んだ。1890年に、ゲッチンゲン大学の私講師となり、1892年に、ボン大学の正教授、1894年に、ハイデルベルク大学教授。1914年に、ベルリン大学教授となった。ハイデルベルクでは、M.ウェーバーと交わり、その宗教社会学に影響を与えた。1923年に、ベルリンで亡くなった。ルネサンスと宗教改革 (内田芳明訳、1959年) で著名である。GND: 118624024。生年は1年しか異ならないが、法学者のトレルチとの関係は不明である。

Die deutschen sozialdemokratischen Gewerkschaften - Untersuchungen und Materialien über ihre geographische Verbreitung 1896-1903, 1905, 2. A. 1907.

(q) ジーフューキング (822 Heinrich Johann Sieveking, 1871.8.20-?)

マールブルク大学での講義は、1903年から1907年である。彼は、1871年に、ハンブルクの著名な法律家の家族に生まれた。法律家であり、1893年に、ライプツヒ大学の法学博士。歴史家としては、1895年に、ライプツヒ大学で哲学博士。1897年に、フライブルク (ブライスガウ) 大学の法学・国法学の学部で、ハビリタチオンを取得。1900年に、員外教授、1903年に、マールブルク大学の国法学の員外教授、1907年から、チューリヒ大学の社会経済学の教授、1922年から、ハンブルク大学教授。ハンザ上級控訴裁判所の長官のジーフューキング (Friedrich Sieveking, 1836-1909) の縁戚である¹⁰⁹⁾。

109) Gundlach, S.444. ②F.ジーフューキング (Friedrich Sieveking, 1836.6.24-1909.11.13, GND: 13914658X) については、【法実務家】26頁参照 (1857年に、ゲッチンゲン大学で学位をえて、1858年に弁護士、1879年に、ハンブルク高裁の初代長官、1901年に、ハーグの国際仲裁裁判所の裁判官)。本文の 822 Heinrich Johann Sieveking (1871.8.20-?) との関係は明確ではない。Sieveking の一族は、ハンブルクの名家であり、政治家、法律家に多数の著名人がいる。場所柄から、法律家、政治家以外にも著名人はいるが、いちいち立ち入らない。

① Georg Heinrich Sieveking (1751.1.28-1799.1.25) は、商人であった (Brietzke, Dirk, Sieveking, Georg Heinrich, NDB 24 (2010), S.387; Sillem, Sieveking, Georg Heinrich, ADB 34 (1892), S. 220ff.)。

③ Johann Peter Sieveking (1763.12.16-1806.11.30) は、ハンブルクの法律顧問である (Sillem, Sieveking, Johann Peter, ADB 34 (1892), S. 224)。

④ Georg Heinrich Sieveking (ca. 1775-?) は、Materialien zu einem vollständigen und systematischen Wechselrechte 1802を著した。

⑤ Karl Sieveking (1787-1847) も、法律顧問であり、外交官であった (Sillem, Sieveking, Karl, ADB 34 (1892), S.227ff.)。

同名の⑥ Friedrich Sieveking (1798-1872) は、ハンブルク市長、弁護士で法律家である (GND: 13914658X)。②の父である。⑦ Carl Sieveking (1842-1914) は、法律家で政治家である (GND: 1027649556)。

(r) ケッペ (823 Hans Köppe, 1861.10.30-1946.1.22)

マールブルク大学で、1908年から講義をもった。彼は、1861年に、Dessauで生まれた。父は、弁護士であった。1880年から、ハイデルベルク、ライプツヒ、ハレの各大学で、法律学を学んだ。1888年から1897年の間、Roßla と Naumburgで、プロイセンの裁判所試補。1899年から、国民経済学、財政学、統計学をゲッチンゲン大学で学んだ。1901年に、ロシュトック大学の哲学博士 (Freie oder Zwangstilgung der Staatsschulden?, 1901)。1904年に、ギーセン大学でハビリタチオンを取得 (国民経済学)。1908年に、マールブルク大学で国法学の員外教授。1914年に、国法学のゼミナールの共同所長、1915年に、一代限りの正教授、1922年に、新たな正教授のポストについた。1946年に、マールブルクで亡くなった¹¹⁰⁾。以下の財政学の著作がある。

Die Reichsfinanzreform, 1902.

Finanzwissenschaft, 1919, 2. A. 1924, 3. A. 1932.

Grundriss zum Studium der politischen Ökonomie, 1921.

Leitfaden zum Studium der Finanzwissenschaft 1924.

⑧ Kurt Sieveking (1897.2.21-1986.3.16) は、1897年にハンブルクで生まれ、第一次世界大戦で兵役に服し、ハイデルベルク、ミュンヘン、ハンブルクの各大学で法律学を学び、1922年にマールブルク大学で学位を取得、外交官となった。1925年に、弁護士となり、1936年に、法律顧問、Bankhaus Brinckmann Wirtz & Co. Hamburgの代表、1945年に、ハンブルクの都市法律顧問、都市事務局長 (Staatskanzleileiter)、1951年に、ストックホルムの領事、公使、1953年から1957年は、ハンブルク市長、1957年から1962年は、CDUの会派長、1965年に、北ドイツ放送の管理委員となった。1986年に、ハンブルクで亡くなった。70歳の祝賀論文集 Festschrift zum 70. Geburtstag (hrsg. v. Weber /Schultze-Schlutius/Güssefeld, 1967がある (GND: 118765280)。

⑨ Friedrich Sieveking (1907.9.16-) は、1907年に、ハンブルクで生まれた。父は公証人であった。ローザンヌ、フライブルク (ブライスガウ)、ベルリン、ハンブルクの各大学で法律学を学び、1946年に、ハンブルクとベルリンで司法職についた。1948年に、行政裁判所判事、連邦裁判官となった。1970年に、連邦行政裁判所の部長となった。著作に、Doppelte Gerichtsbarkeit in den Vereinigten Staaten, 1935がある。

110) *Ib.*, S.444.

(s) ほかに、4人の員外教授がいる¹¹¹⁾。

Johann Christoph Ullmann (831) 1793-1797 (財政学)

Friedrich Hessel (832) 1821-1825 (鉱山と技術)

Karl Vollgraff (204) 1824-1827 (国法学) 彼は、法学部の所属である。

Heinrich Waentig (829) 1867-1898 (休職)

2 教会史とカトリック教会法

(1) 教会史の講座は、1662年からである。その講座は、1793年まで哲学部におかれ、その後は、神学部に移転された。講座の特性から、聖職者が就任する例が多い。最初の担当者 Lentulus が講義をもったのは、1662年であった。宗教改革からまだ日が浅く(ルターの95か条のテーゼは、1517年)、プロテスタントの教会史はまだ不要であった。もしこの段階で教会史を教えたとすれば、長いカトリックの歴史の時代を教えることになる。カトリックの歴史の講義は、プロテスタントの神学部では、不適切と考えられたのであろう。哲学部には、他の学部で講義をもつには不適当な分野を広く包含する柔軟性がある。従来からも、新しい学問領域が登場するときには、哲学部が用いられたのである。1800年ごろまで、哲学部におかれていた。その後、神学部に移されたのは、プロテスタント教会の歴史が積み上げられたからである。

また、1791年に、カトリック教会法の講義が開始されるまで、教会史は、実質的にその概要としての意味をも有していた。

(a) レントウールス (805 Cyriacus Lentulus, ?-1678.9.27)

マールブルク大学での講義は、1662年から1678年の間である。西プロイセンの Elbing で生まれ、1650年に、Herborn の高等学校で政治学・ラテンおよびギリシアの古事学の教授となった。1656年に、マールブルク大学で、実利哲学の教授、1662年から、教会史 (*historiae ecclesiasticae*) とギリシア語の教授、1661年と1669年に、学部長となった。1678年に、マールブルクで亡くなった¹¹²⁾。

111) Ib., S.445.

112) Gundlach, S.433.

(b) 1678年から1683年の間は、神学部の Samuel Andreae (37) が、1684年から1694年の間は、哲学部の Maximilian Percelli (565) が、1694年から1699年の間は、神学部の Ludwig Christian Mieg (41) が講義をもった¹¹³⁾。

(c) アンドレアエ (806 Johann Ernst Andreae, 1674-1731.7.29)

マールブルク大学での講義は、1700年から1704年である。彼は、1674年に、Herborn で生まれ、1694年に、マールブルクで学士。1698年から1704年に、マールブルクの改革教会の説教師、1698年に、マールブルク大学の哲学の員外教授。1699年に、その意思で、教会史の正教授となった。講義は、1700年からで、1702年に、哲学博士。1704年に Altona の改革派の町の説教師となった。1709年に、ベルリンで宮廷説教師となった。1731年に、亡くなった。神学部の Samuel Andreae (37) の息子である¹¹⁴⁾。

(d) 1704年から1711年の間は、空席であった¹¹⁵⁾。その理由は不明である。

1712年から56年の間は、Johann Joachim Schröder (779) で、彼の担当は長く、50年近くにもなる。

1750年から67年の間は、Christoph Friedrich Geiger (570)

(e) ハース (807 Carl Franz Lubert Haas, 1722.8.12-1789.10.29)

マールブルク大学での講義は、1758年から1789年である。彼は、1722年に、カッセルで生まれた。1748年に、マールブルク大学の学士、ヨーロッパ諸国の歴史、地理、統計の私講師となった。1754年に、マールブルク大学の歴史の員外教授。1755年に、正教授となった。1758年に、教会史の教授、1758年に、哲学博士、哲学部の学部長を5回した。1778年には、付随して図書館員もした。1789年に、マールブルクで、肺結核のため亡くなった¹¹⁶⁾。

(f) 1781年から1801年の間は、Michael Conrad Curtius (572)

彼と、570 Geigerは、歴史と弁論術の教授である。

(g) レモンド (808 Johannes Remond, 1769.7.23-1793.1.10)

113) Ib., S.133.

114) Ib., S.434.

115) Ib., S.434.

116) Ib., S.434.

マールブルク大学での講義は、1791年から1793年である。彼は、1769年に、ハーナウで生まれた。1790年に、ゲッチンゲン大学で員外教授。1791年に、マールブルク大学の哲学と教会史で正教授。1793年に、マールブルクで亡くなった。これ以降は、教会史は、神学部の担当となった¹¹⁷⁾。

(2) マールブルク大学はプロテスタントの大学であるから、もともとカトリック教会法は教えられていない。その講義が開始されたのはかなり遅く、カトリック教会法は、1791年から、カトリック神学は、1812年から教えられている。そして、いずれも当初、講座は哲学部におかれたのであった。以下は、カトリック教会法の講義の担当者である。

ヘッセン選帝侯国で、公式にカトリック神学部の存置が認められたのは、1830年である。そして、カトリック教会法の講義が、公式に哲学部で認められたのも、この年であった。それ以前の教員は、員外教授の扱いであり、1831年に、以下の(d)のムルターが最初の公式な正教授となった。ただし、プロテスタント教会法との関係では、法学部でも教えられたことはある¹¹⁸⁾。

(a) ブラウン (846 Johann Adam Braun, 1765.5.3-?)

マールブルク大学での講義は、1791年から1801年である。彼は、1765年に、マインツで生まれた。哲学博士。Winkelの補助司祭。1790年に、マールブルクのカトリックの共同体の説教師。そのかたわら、マールブルク大学でカトリック教会法を教えた。大学の評議員資格はなかった。実質的に員外教授の扱いであった。1796年に、神学博士。1801年に大学の職は辞した。イエナで医学を学び、医学博士。ロシアで医師となり、ドイツに帰国後も、Waldershausen で医師をした¹¹⁹⁾。

(b) ミュラー (847 Johann Kaspar Müller, 1749.2.26-1810.11.3)

マールブルク大学での講義は、1804年から1810年である。彼は、1749年に、Naumburgで生まれた。Heppenheimで、補助司祭。Worms のカトリックの学

117) Ib., S.434.

118) Ib., S.458. たとえば、教義の相違や争点などの説明のためには、カトリックとプロテスタントの両派は、たがいに相手方の教義に立ち入る必要がある。

119) Ib., S.458f.

校にいった後、マインツ大学神学部の教授。1784年に、神学博士。マインツで説教師。1804年まで、ハーナウでカトリックの説教師。1804年に、マールブルク大学の哲学部の員外教授、教会法を教えた。同時に、カトリックの共同体の説教師もした。1810年に亡くなった¹²⁰⁾。

(c) エース (848 Johann Heinrich gen.Leander van Eß, 1772.2.15-)

マールブルク大学での講義は、1812年から1822年である。彼は、1772年に、Warburg で生まれた。1790年に、ベネディクト会の修練士となり、1793年に、助祭補助。1795年に、助祭。1802年に、説教師。1812年に、マールブルク大学の員外教授。1818年に、神学博士。1822年に職を辞して、Darmstadt で年金生活をし、聖書の翻訳をした。1847年に、Odenwaldで亡くなった¹²¹⁾。

(d) ムルター (849 Johann Christian Multer, 1768.8.20-1838.12.24)

マールブルク大学での講義は、1821年から1838年である。彼は、Grevenbrück で生まれた。1793年に、ケルンで司祭に叙任され、助祭、1796年に、Rahrbachで、助説教師、1819年に、マールブルクで助説教師。1819年に、フライブルク (ブライスガウ) 大学で神学博士。1821年に、van Eß教授のカトリック教会法の代講を許された。1822年からは、私講師の資格で講義を行った。1822年に、マールブルク大学のカトリック教会法の員外教授。1831年に、マールブルク大学のカトリック神学部の最初の正教授となった。最初は、カトリック教会法を教え、次いで、プロテスタント教会法との関連も教え、1827年からは、カトリック教会法とプロテスタントの教会法を教えた。1829年からは、全キリスト教的信仰を教えた。1838年に、マールブルクで亡くなった¹²²⁾。

(e) Jacob Sengler (503) の講義が1831年から1833年であり¹²³⁾、以後は、通常の教会史の中に含まれるようになった。カトリックだけを別扱いしなくなったのである。

120) Ib., S.459.

121) Ib., S.459f.

122) Ib., S.460.

123) Ib., S.461.

3 ルター派の位置づけ

マルブルク大学の神学部は、基本的に改革派(カルヴァン派)であることから、1822年まで、神学部では、改革派の神学のみを講じた。同じプロテスタントのルター派の神学さえも、哲学部だけが講義したのである。それも、私講師による講義だけである¹²⁴⁾。中世の大学の宗旨への態度は、かなり厳格なものであった。

- (a) 1775年から1800年の間は、Leonhard Johann Carl Justi (573)
- (b) 1793年から1822年ないし1846年の間は、Karl Wilhelm Justi (59)
- (c) 1802年から1815年の間は、Ludwig Wachler (613)

4 伝統と革新

(1) 大学は、中世初期において、聖職者と修道院から学芸保存の地位を受け継いだ。商業の復興の時代に、聖職者以外の俗人にも知識を与えることが必要となったからである。古くから専門家が必要とされた法学部と医学部は、大学の重要な部分となった。また、中世の教会は、産業の拠点でもあったから、聖職者の養成も大学の機能となった。神学部も、大学の重要部分である。その他の学芸は、哲学部に包摂された。こうした一部の専門家の養成を中心とする体系は、必ずしも近代の知識体系とはそぐわない。そこで、近代科学の多くの部分は、哲学部の自然哲学から派生した。しかし、体系の転換には、時間がかかったのである。新しい多数の学部が創設されたのは、ようやく19世紀からである。

ルネサンスと近代科学の担い手の多くは、大学の外にあったといわれる¹²⁵⁾。大学は、中世的な枠組みに束縛され、教会や世俗の権力の干渉から自

124) Ib., S.435. 大学の宗旨と講義担当者の宗旨との関係については、教会法に関する別稿による。独法106号67頁。

125) 梶田昭・医学の歴史(2003年)156頁参照。そして、17世紀になると、イタリア、イギリス、フランスで、大学の外のアカデミーやソサエティが生まれて、これが学者の新しい共同の場となった。「ロンドン王立協会」(Royal Society, 1662年)は科学史上重要な役割を果たした。

由ではなかったからである。もっとも、学部によって差がみられ、性質上、医学関係には革新的な教授がいた（しかし、人体解剖学のヴェサリウスの時代には、外科はまだ自由学芸の下の技芸に属した¹²⁶⁾）。そして、自然科学でも、大学には著名な者は少なく、ガリレオとニュートンのみである。しかも、その活躍も大学の外での活動によるところが大きい。コペルニクスも大学の教授ではない。神学では、ルターの活躍は大学外での宗教改革者としての活動を中心とする。法学では、中世の注釈学派はいうまでもなく伝統主義にすぎず、中世後期の人文主義法学でも、その思想の萌芽は大学の法学部ではなく、世俗の人文主義である。こうした革新に対する大学の劣位は、19世紀まで継続している。大学は、学芸の保存と専門職の養成の機関にとどまったのである。

(2) 本稿では、中世の大学が、厳格な講座制を確立し、講座間の権威的な序列を形成し、担当教授の間にさえも、序列がおかれたことをみた。権威主義的な伝統の強さを感じざるをえない。そして、それぞれの教授らは、先順位の講座を目ざして、講座を移動したのである。中世的な特徴といえる。

自然哲学の諸講座(理工系)は、哲学部から生じた。これは、中世の学問体系を反映するものであり、伝統の強さ(硬直性)を反映するものである。しかし、反面で、哲学や哲学部の意義(柔軟性)を示すものでもある。新しい領域は、必要に応じて派生し、拡大したのである。哲学部におさまらなくなると、それぞれが独立した。つまり、権威や伝統は重んじられたが、新しい領域を閉ざすことはなかったのである。法学部や神学部におくことが沿革上不適切と思われる場合でも、必要な講座はとりあえず哲学部におかれ、のちにそれぞれの学部に移動した。

啓蒙の時代の大思想家、C.Wolfも、マールブルク大学では哲学部に属した。自然法の講義の多くは、法学部でも、哲学部の教授によって行われたのである¹²⁷⁾。

大学が新たに活力を取り戻すのは、19世紀の大学によるが、これについては、フンボルト理念とベルリン大学に関する別稿にゆずる。

126) 前注33)参照。

127) マールブルク大学の第3期については、独法105号29頁参照。そこでも述べたよ

(3) 啓蒙の時代に、法学部の中からも、新しい学問領域と体系が生じた。しかし、その直接の契機は、外在的である。新たに勃興した自然法の講座を従来の体系に組み込むことができなかつたからである。自然法を中心とする新たなカリキュラムについては、前稿を参照されたい(独法105号35頁、87頁以下)。18世紀には、まだ哲学部の教授によって、法学部の中で、自然法の講義が行われていた。自然法の講義が、法学部の教授によって完全に置き換えられたのは、19世紀以降である。しかも、そのさいには、自然法の講義の国際法への転換が同時に進行したのである。

新たな領域は、自然法や国法学だけではない。一面的にローマ法、付随的にカノン法というだけではなく、公法、自然法、教会法、刑法、刑事・民事の手続法、ローマ法、ドイツ私法、封建法といった多様な分野が分かれ(18世紀)、さらに、そこから商法、手形法、海法などが分かれていったのである(19世紀)¹²⁸⁾。無体財産法や政策学、労働法などの発生は、19世紀も末から20世紀まで遅れた。これらについては、別稿による。

ベルリン大学のような新しい大学においては、国法学や政治学は、当初から法学部におかれたが、古い大学であるマールブルク大学では、まず哲学部におかれたのである。堅固な伝統の力を感じるとともに、その中でも新しい領域が形成された革新の精神をみることができる。

うに、19世紀の後半には、自然法の講義が法学部の教授によって行われるが、そのときには、固有の自然法の時代は終焉し、実質的な内容は、国際法となったのである。

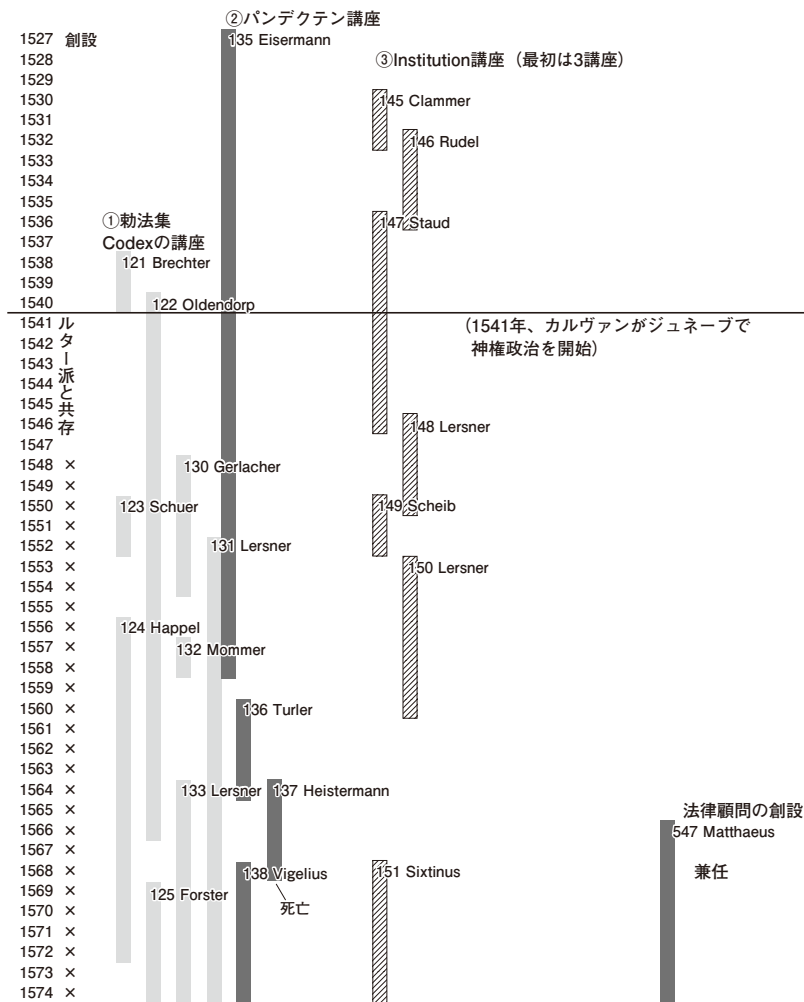
なお、小都市であるマールブルクは、障害者対策に力を入れており、市中には、視覚障害者が多く目につく。視覚障害者のための首都(Blindenhauptstadt)たることを目指しており、連邦の視覚障害者施設もある(blista, Bundesweites Kompetenzzentrum für Menschen mit Blindheit und Sehbehinderung)。詳細については、ナチス被害と盲目の連邦裁判所(BGH)裁判官(シユルツェ, Hans-Eugen Schulze, 1922.4.10-2013.9.18)に関する別稿による。

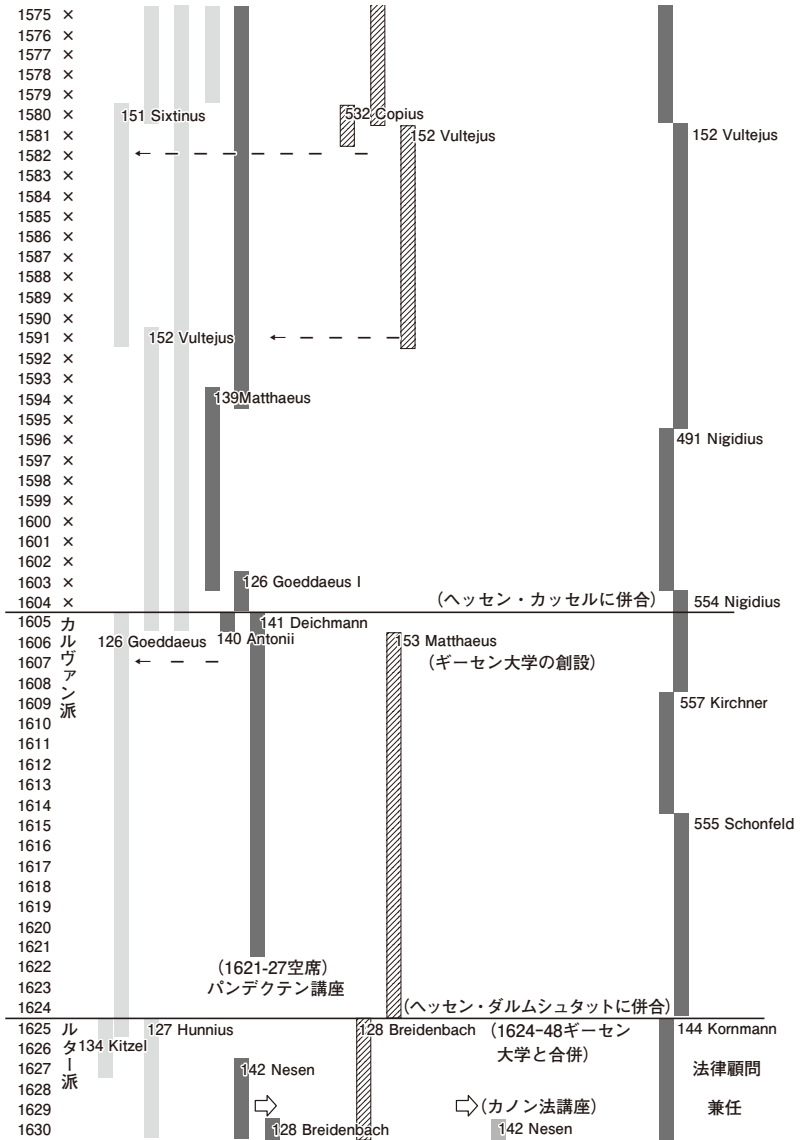
128) 法学の博士論文の分野別の分布がこうした新たな学問領域の進展を示している。

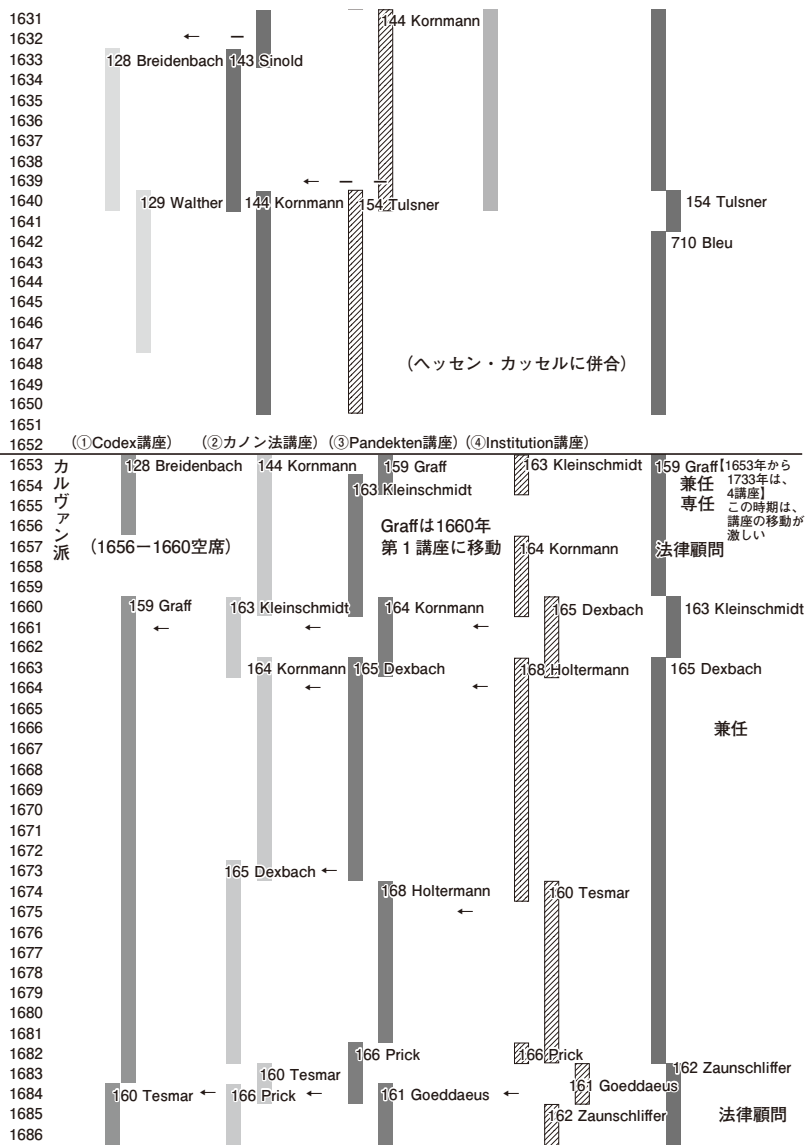
【法学上の発見】 281 頁参照。

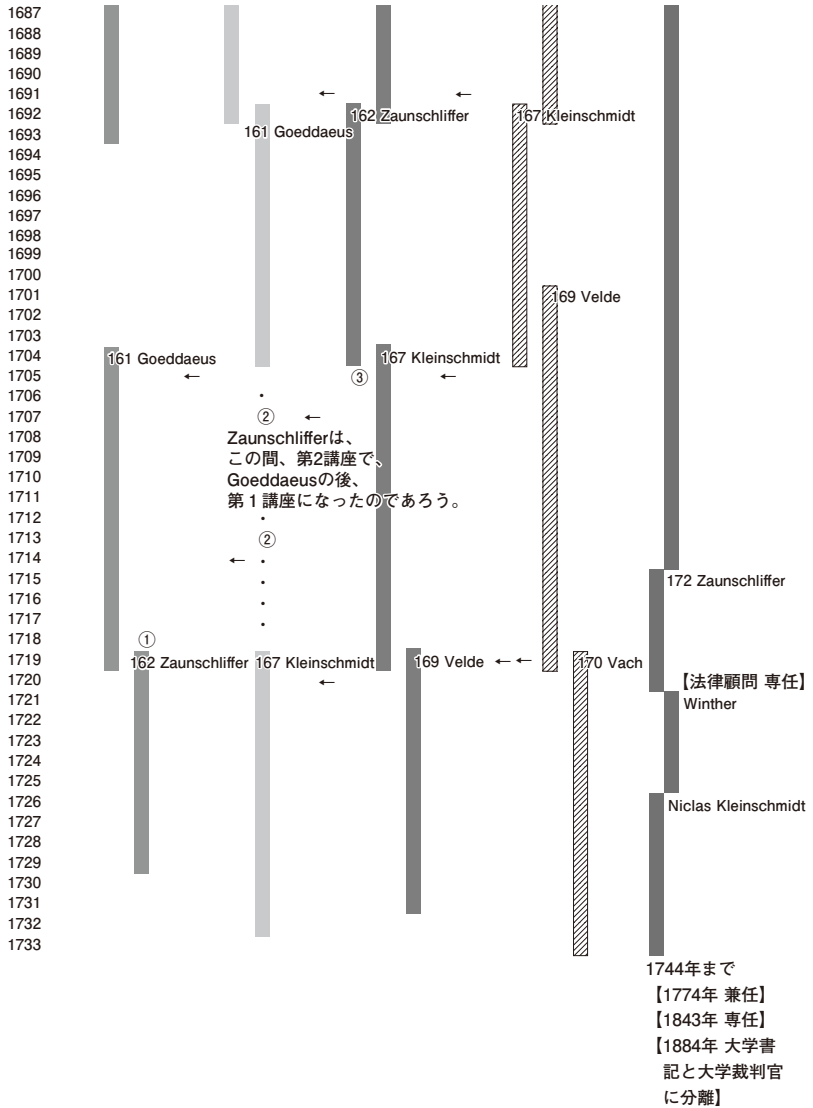
I マールブルク大学、初期

1527 創設 1514ルター派 最初のプロテスタント大学
 1605 カルヴァン派
 1625 ルター派
 1653 カルヴァン派









II 国法学と教会史—新領域の講座—

1527 創設 1514ルター派
 1605 カルヴァン派
 1625 ルター派
 1653 カルヴァン派

